

# 令和5年第1回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和5年 2月28日（火曜日）

## ◎出席議員（12名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	7番	高 橋 健 一 君
8番	川 上 修 一 君	9番	高 橋 秀 樹 君
10番	二 川 靖 君	11番	木 村 明 雄 君
12番	井 脇 昌 美 君	13番	吉 田 敏 男 君

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	東海林 弘 哉 君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	金 澤 眞 澄 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～4＞
- 日程第 3 報告第1号 専決処分の報告について（物損事故に対する損害賠償の額を定めることについて）＜P 4～5＞
- 日程第 4 報告第2号 専決処分の報告について（令和4年度足寄町一般会計補正予算（第10号））＜P 5＞
- 日程第 5 報告第3号 専決処分の報告について（橋梁長寿命化修繕（糠南大橋）工事請負契約の変更について）＜P 5～6＞
- 日程第 6 報告第4号 専決処分の報告について（足寄町営温泉浴場施設新築（建築主体）工事請負契約の変更について）＜P 6＞
- 日程第 7 報告第5号 専決処分の報告について（足寄町営温泉浴場施設新築（機械設備）工事請負契約の変更について）＜P 6～7＞
- 日程第 8 議案第1号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町営公衆浴場）＜P 7～38＞
- 日程第 9 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について＜P 38～40＞
- 日程第10 議案第3号 令和4年度足寄町一般会計補正予算（第11号）＜P 40～42＞
- 日程第11 議案第4号 令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）＜P 42～43＞
- 日程第12 議案第5号 令和4年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）＜P 43～44＞
- 日程第13 議案第6号 令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）＜P 44～45＞
- 日程第14 議案第7号 令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）＜P 45＞

午前10時00分 開会

### ◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和5年第1回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

### ◎ 町長挨拶

○議長（吉田敏男君） 町長 渡辺俊一君から、招集のご挨拶がございます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、令和5年第1回臨時会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

早いもので今年に入って2か月がもう経過をするということでございます。今年は寒さも厳しく、また雪も多かったということで、本当に冬らしい冬だったのかなというように思っております。明日から3月ということで、これから少しずつ暖かくなっていくものと思っております。

新型コロナウイルス感染症でありますけれども、皆さんご存じのとおり3月13日からマスクについては、それぞれ個人の判断で着用をするかどうかというようなことになりましたし、5月の8日には感染症法の分類が今季節型のインフルエンザと同様同等の2類相当ということになっておりますけれども、5類に引下げられるというようなことも言われております。

新型コロナウイルス、弱毒化してきているということではありますけれども、コロナウイルスが完全に無くなったということではないというようなこと、それからインフルエンザのように薬があるというようなことでもないというようなところで、そういう変更というのは少し不安も多く残るところでありますけれども、世界的に見るとマスクを着用してないということがほとんどでありますし、そういったことでは少

しずつ日本も変わっていかなくやならないのかなと、そういうことになってくるのかなというふうに思っておりますし、また地域の経済にも少しでもいい兆しが出てくればというふうに思っているところであります。

基本的な感染対策については今後も引き続きよろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、本日もご審議いただき議案でございますけれども、専決処分に伴います報告5件と、それから温泉入浴施設の指定管理者の指定などの議案7件をお願いをしております。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

### ◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、4番榊原深雪君。5番田利正文君を指名をいたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

昨日開催されました第1回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は本日2月28日から3月2日までの3日間とし、このうち3月1日は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日2月28日は、最初に、報告第1号から報告第5号までの報告を受けます。

次に、議案第1号については文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

次に、議案第2号を即決で審議いたします。

次に、議案第3号から議案第7号までの補正予算について提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

今臨時会中に町長から追加議案が提出される予定であります。提出されました際に、再度議会運営委員会で協議し、皆様に報告いたしますのでご了承願います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

#### ◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は本日から3月2日までの3日間にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月2日までの3日間に決定をいたしました。

なお、3日間のうち3月1日は休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、3月1日は休会に決定をいたしました。

#### ◎ 報告第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第3 報告第

1号専決処分の報告について（物損事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、報告第1号専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

専決処分書 物損事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1、損害賠償総額 12万3,429円

2、事故の発生場所、日時等については、別紙示談書のとおりでございます。

2ページ左側に示談書を添付してありますので、ご参照願います。

事故の概要でございますが、令和4年10月17日午後1時20分頃、足寄町白糸194-2において、町道白糸線の道路補修作業中、建設課車両の会計年度任用職員、宮嶋英雄が運転する車両が、砂利を散布した後、荷台を上げた状態のまま車両を後退させた際、道路の上空4メートルのところを横断していた架空光ケーブルに荷台が接触し損傷させました。

なお、この事故によるけが人はいませんでした。

事故の原因でございますが、宮嶋運転手が砂利を散布した後、ダンプの荷台の収納忘れて後退したため、荷台が架空光ケーブルに引っかかり損傷したもので、不注意によって起きた事故であります。

過失割合につきましては一方的な事故であるため、足寄町が100%、東日本電信電話株式会社北海道事業部設備部長 飯島

隆浩氏が0%で、物損事故の示談が令和5年1月10日に成立いたしましたので、町が東日本電信電話株式会社に対して損害賠償金として12万3,429円を支払うこととするものでございます。

今後、このようなことが起きないように、車両の運転時には十分注意を行い、安全運転を心がけるように努めてまいります。

以上で報告第1号専決処分の報告とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて報告を終わります。

### ◎ 報告第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第2号専決処分の報告について、令和4年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告第2号専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

3ページをお開き願います。

令和4年度足寄町一般会計補正予算（第10号）を、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれをご報告するものでございます。

補正予算の内容について申し上げますので、4ページをお願いいたします。

令和4年度足寄町一般会計補正予算（第10号）歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億4,850万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、報告第1号でご報告いたしました車両による物損事故に伴います賠償金12万4,000円

の歳出への計上と、この財源といたしまして、自動車共済金を同額計上するものでございます。

以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて報告を終わります。

### ◎ 報告第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第3号専決処分の報告について、橋梁長寿命化修繕（糠南大橋）工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告第3号専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり令和5年2月13日付けで専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれをご報告するものでございます。

内容についてご説明いたします。

令和4年7月12日開会の第4回臨時会におきまして、工事請負契約の締結について議決をいただきまして工事着手いたしました、橋梁長寿命化修繕（糠南大橋）工事について、これまでに令和4年10月28日開会の第5回臨時会におきまして、工事請負変更契約の締結について議決をいただいておりますが、さらに工事内容の一部に変更が生じ、契約金額を変更するため、町長の専決処分事項の指定について第6項の規定に基づきまして、専決処分を行ったものでございます。

専決処分書をご覧ください。

契約変更の目的は、橋梁長寿命化修繕（糠南大橋）工事でございます。

契約変更の原因は、契約条項第18条及び第19条の規定に基づくものでございま

す。

これらの条項は、工事の受注者は現場の状況が施工条件と一致しないなどの事実を発見した場合は、工事監督員への報告を求め、発注者は必要があると認めた場合、設計図書を変更の上、工期や契約金額を変更することについての規定でございます。

変更事項につきましては、3の契約の金額についてございまして、専決処分前の工事請負金額9,867万円を165万円減額し、9,702万円に変更するものでございます。

なお、減額分につきましては、契約金額の10分の1以内の額であり、かつ、500万円を超える額ではないため、指定事項に基づきまして専決処分を行ったものでございます。

契約の相手方に変更はございません。

8ページの右の欄をご覧ください。

議決事項ではございませんので、説明欄に記載をしております工期についてですが、天候の影響、雪の影響でございますが、10日ほど延長いたしまして、記載のとおり2月28日の工期を10日ほど延長いたしまして3月10日に変更しておりますことを申し添えさせていただきます。

以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて報告を終わります。

#### ◎ 報告第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第4号専決処分の報告について、足寄町営温泉浴場施設新築（建築主体）工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告第4号専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり令和4年11月24日付けで専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれをご報告するものでございます。

内容についてご説明させていただきます。

令和4年6月7日開会の第2回定例会におきまして、工事請負契約の締結について議決をいただき工事着手いたしました、足寄町営温泉浴場施設新築（建築主体）工事について、工事内容の一部に変更が生じ、契約金額を変更するため、町長の専決処分事項の指定について第6項の規定に基づきまして専決処分を行ったものでございます。

専決処分書をご覧ください。

契約変更の目的は、町営温泉浴場施設新築（建築主体）工事でございます。

契約変更の原因は、契約条項第18条及び第19条の規定に基づくものでございます。

変更事項は、3の契約の金額についてであり、専決処分前の工事請負金額1億6,225万円を187万円増額し、1億6,412万円に変更をするものでございます。

なお、増額分は契約金額の10分の1以内の額であり、かつ、500万円を超える額ではないため、指定事項に基づきまして専決処分を行ったものでございます。

契約の相手方に変更はございません。

以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて報告を終わります。

#### ◎ 報告第5号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第5号専決処分の報告について、足寄町営温泉浴場施設新築（機械設備）工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告第5号専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり令和5年2月15日付けで専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

内容についてご説明させていただきます。

令和4年6月7日開会の第2回定例会におきまして、工事請負契約の締結について議決をいただき工事着手いたしました、足寄町営温泉浴場施設新築（機械設備）工事について、工事内容の一部に変更が生じ契約金額を変更するため、町長の専決処分事項の指定について第6項の規定に基づきまして、専決処分を行ったものでございます。

専決処分書をご覧ください。

契約変更の目的は、町営温泉浴場施設新築（機械設備）工事でございます。

契約変更の原因は、契約条項第18条及び第19条の規定に基づくものでございます。

変更事項は、3の契約の金額についてであり、専決処分前の工事請負金額1億527万円を209万円増額し、1億736万円に変更をするものでございます。

なお、増額分は契約金額の10分の1以内の額であり、かつ500万円を超える額ではないため、指定事項に基づきまして、専決処分を行ったものでございます。

契約の相手方に変更はございません。

以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて報告を終わります。

## ◎ 議案第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第1号足寄町公の施設に関わる指定管理者の指定について（足寄町温泉浴場）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） 議案書11ページをお開き願います。

ただいま議案となりました、議案第1号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称は、足寄町営温泉浴場でございます。

2、指定管理者となる団体の名称は、住所 帯広市東4条南10丁目2番地、団体名 株式会社オカモト 代表者 代表取締役 岡本謙一氏でございます。

3、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

次に、指定管理者の選定過程等についてご説明申し上げます。

足寄町営温泉浴場は、現在建設中であり令和5年4月の供用開始を予定しております。

供用開始に当たりまして、当該施設の設置目的の達成と民間の活力、民間の能力を活用した効率的、かつ効果的な管理運営を図ることを目的に、指定管理者制度を導入することとし、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、公募を行うこととしました。

1月20日から2月13日までの期間で募集をした結果、2法人から申請がござい

ました。

令和5年2月16日、足寄町公の施設に係る指定管理者選定委員会が、足寄町副町長を委員長に、4名の選定委員の出席をもって開催され、選定基準に照らし、公平公正かつ総合的に審査した結果、株式会社オカモトが指定管理者の候補者として選定されたところでございます。

指定管理者の選定理由につきましては、足寄町公の施設に係る指定管理者選考委員会設置要綱第3条第2項により、指定管理者の選考は、別表に定める審査基準に基づき採点表を使用して行うものとされていることから、利用者の平等な利用の確保、公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減、管理を安定して行う物的及び人的能力、申請団体の経営状況を審査基準として、採点表にて選定を行っております。

選定結果につきましては、委員長を含めた出席委員5名が、それぞれ採点した合計点数の勝っている申請者を1票とし、出席委員の過半数である3票以上を獲得した株式会社オカモトが選定されました。

得票結果につきましては、株式会社オカモトを高得点とした委員が5名、株式会社ラポラを高得点とした委員が0名となりました。

次に、資料として添付しております基本協定書の概要についてご説明申し上げます。

12ページをご覧ください。

第1章の総則では、本協定の目的、指定管理者の指定期間などを規定しております。

13ページをお願いします。

13ページ、第2章では業務の範囲と実施条件を、第3章では業務の実施等について、14ページになります第4章では備品等の取扱いを、第5章では事業計画等について、15ページ、第6章では指定管理料及び入浴料等を規定し、7章以降においては、その他協定に必要な事項について規定

しております。

18ページからは、管理物件、リスク分担表、個人情報取扱特記事項を規定し、最後に仕様書を添付させていただいております。

なお、事業実施にかかる管理経費につきましては、3年間の合計で8,264万9,000円の提案をいただいております。指定管理者の指定の議決をいただいた後に、指定管理料の債務負担行為の補正予算をお願いする予定でおります。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番。

○2番（高道洋子君） ただいま住民課長から指定管理者についての選考経過と業者名が発表になりました。大変驚いております。何故かという、今説明の中にオカモトのほかにラポラという地元業者がいるにもかかわらず、2つの企業を選考の対象者となって0対5ですか、0対5でオカモトになったというお話でございます。

まず、選考委員会の委員長の名前は副町長と分かりましたけども、メンバーを教えてください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 委員は私が委員長で、委員として総務課長、福祉課長、経済課長、建設課長、教育次長です。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 今、丸山委員長のほかに総務課長、福祉課長、経済課長、教育委員会次長、それからもう1人、建設課長と。今ちょっと聞いて驚いたのですが、確かこの指定管理、公衆浴場に関する所管は住民課でしたよね、もちろん。その



住民課長がいないというのはどういうことなのでしょうかね。私たちは文教委員会でも、全部ずっと公衆浴場についての、いかにあるべきかということで委員会の調査項目として、そのときも住民課長が毎回説明に来てくれました。質疑応答も。今までは福祉施設とか、いろんな施設のときの選考委員の中には福祉課長も入っていたし、担当課長が入っていたように思っております。聞いております。

今回だけ、住民課長がいないっていうのはどういうことなのでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） まず委員につきましては、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則というものがございまして、その中で委員が今言った副町長、総務課長、福祉課長、経済課長、建設課長、教育次長、これが基本でございまして、その他委員長が必要と認める者をもって充てるとなっています。

指定管理者の選定の選考委員につきましては、住民課長は基本的に入っていないと。選定委員には入っていないのですけど、当然これらのことを説明する事務局として、この選定委員会では、きっちり金澤課長が出席して、これまでの経過説明等は説明していただいていますので、表決の委員ではないのですけど、これまでの説明員として参加しています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） それは分かりました。表決に入っていないということはあれですか、例えば福祉事業の施設を建てるときも、また、教育委員会絡みの施設を建てるときも今までも担当課長は表決に入らないということですか。

○議長（吉田敏男君） 副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 基本的には担当課の課長として事業内容についての説明はしますが、ベースとして選定委員会には先

ほどの6人のメンバーは固定になっています。なので住民課長が選定委員に選ばれているのは私の記憶では無くて、例えば福祉課の施設を、福祉課の所属の建物に関する選定をする場合は、担当課長ということで当然説明員としては出席しますが、固定のメンバーは6人なので、福祉課長はその表決の中に入っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。やはりほかのときと同様にね、今回もすべきでなかったのかなっていうふうに今ふと思った次第です。

次に、お伺いします。この地元業者がやる気を起こして、最初の1,000万っていう噂のときに、或いは噂だったのかもしれないけども、指定管理料は1,000万のときは誰も来なかったということで、急遽、全員協議会のときに2,700万ですか600万でしたか、ぐっと上がったことによって、あの時の全員協議会のときにも、ぜひもう1回商工会を通じて、まだいろんな業者に諮ってほしいという、全員がほとんど全員の人の意見だったような気がいたします。全員協議会では、だけど蓋開けたときに、このオカモトになってラポラが落ちたっていうことは、さっきの点数から、点数が低かったのだからということでございますけども、どういう詳細だったのか、何が低く何が高かったのか。

私は、たとえオカモトがネームバリューもあり、能力もあり、資本力も資金力もあり、全国事業に展開しています、今、帯広に止まらず、その業者がなって、足寄の小さい弱小企業が落ちたっていうことは、どうも納得いかない。そういう意味で、今まで町長の姿勢も町民を守る、町民に優しく寄り添う、守っていくっていうのは、一貫した信念だったと思いますが、ここに来て、この地元業者を落としたっていうことが全然納得いきません。

そういう観点からなぜなのか。それから点数と言われても、文章か何かで私たちの手元があればいいんですけど、分からないので、どこがどういうふうに分けたのかをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 先ほどの選定委員会が、今までとやり方が変わっているというようなご理解をしているようですが、一貫してルールに乗っ取った選定委員は固定したメンバーですし、事務局は担当課ということで、今までの福祉施設であろうと住民課の施設だろうと、やり方は変わってないのでご理解いただきたいと思えます。

また、今ご質問ありました内容について、ある程度想定していましたので、ちょっと長くなりますけど指定管理者制度についてからまずご理解いただくために、お話をちょっと長い時間になりますけど、お話しさせていただきます。

これまでの内容でも重複している点もございまして、いま一度おさらいということでご理解いただければと思います。

指定管理者の制度は、公の施設の管理運営に広く民間事業者の活力やノウハウを生かすことで、提供するサービスの質の向上と、より効率的、効果的な施設運営を両立させるものです。

公募に当たっては、施設の設置目的や多様化する住民ニーズに対応するため、町がどのような管理運営を望ましいと考えているかを明確にするため、募集要項、業務仕様書において浴場運営の基本的な考えとして、町民の健全な生活環境の確保と健康保持増進、観光客の誘致を目的に、民間活力を活用した効率的かつ効果的な管理運営を図るため、指定管理者を募集すると。利用者がくつろげる場、住民の平等利用、衛生管理に配慮、効率的、効果的な運営による経費節減、個人情報保護などを規定しています。

この指定管理者制度を円滑に運用させるためには、まず、指定管理者を適正かつ公正に選定することが必要不可欠であると言われておりまして、指定管理者選定委員は、応募団体の提案書類について、あらかじめ設定した選定基準に基づいて、公平かつ公正な審査採点を行いました。

選定委員会では十分かつ適正な検討審査ができるように提案書を事前に配付しております。また、事務局は事前に提案内容の確認を行いまして、法令上制度上、実施不可能な提案がないか、協定を締結するに当たって課題となる点がないか等形式チェックをしております。

選定基準や選定結果を公表しまして選定の合理性、透明性及び公平性を確保するとともに、住民に対する説明責任を果たして指定管理者制度への理解と協力を仰ぐことが非常に重要だと考えております。

また、地元業者の配慮ということでは、地元だから地元じゃないからというのは、特に色分けは今回当然しませんので、受託された事業者につきましては、地域経済の活性化、町内産業の振興と町内企業の育成、地元雇用の確保などに寄与していただくために、事業者には再委託とか、物や物品の調達には地元優先をお願いすることになっております。

選定基準につきましては、何回も繰り返されていますけど、総務省の自治行政局の通知に示された、住民の平等利用が確保されているか。事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の節減が図られるものであるか。事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有しているか。ということで審査をしています。

選定方法につきましてはの開示でございますけど、これまず全国の自治体で言いますと、個別の広告項目まで結果を示しているところが45%、総合得点のみ提示というのが20%、結果のみの通知が30%とい

うことで、足寄町では5人の方がそれぞれ80点の点数で、それっていうのは利用者の平等利用の確保とか、効果的な運用とか、管理を安定してできるかというような評価で、私も委員ですので、その項目で10点ずつありまして、A社が例えば8点だったらB社9点とか。こっちは9点で8点。全部足して80点満点のうちA社合計したらこっちは60点こっちは70点だったら、A社60点B社70点だったらB社70点のほうに1票あげますという形で5人とも、個人の点数としてそれぞれ今回で言えばオカモトさんが高かったということで5：0。すいません。最初に言えば良かったですけど、経済課長が別の重要な会議がございましてその日欠席で、6人のうちの定足数3人を超えていますので、5人で委員会は開かれております。

取りあえず足寄町としては、もうちょっと細かいデータっていうのも、出せないかということこれからお話しになりますけど、審査結果の透明性がなければ、事業者側にやるせなさや諦めムード、不信感が漂いまして、今後の新規参入に対する見えない参入障壁になりかねないと言われておりますので、できるだけこうこうこういうことでこっちになったっていうのは、説明する必要があるとは言われます。

しかしながら、審査結果の過度の開示をすることによって、深刻な事例を指摘する声もあるということで、それは何かといいますと、企業ノウハウの流出、良い会社の知的財産なりノウハウが、公表されることによって、その情報を、次のときに違う業者が転用してしまうとか、そういうようなこともあるので、なかなかその、どこまで出していいかというのは難しい判断になるかと思えます。

今のところ、特に細かなところまでどこまで、この場でお示ししたらいいかというところで悩むところですけど、取りあえず今の質問はここで一旦切らせていただきますし

て、高道さんからの再質問を受けたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 副町長の委員長の、今お話を聞いていると、数値的な評価、点数が羅列されておりましたけども、何か学校教育の通知箋のような、何か通知箋と言うとちょっと語弊がありますね。何か数字だけで点数を上乘せして行って、そういう評価にとどまったように今聞こえました。それはまるで、そこには地元企業を育てていこうとか、それから地元企業は小さいですね。このオカモトの大企業に比べると。その思いやりとか、育てていくのだっていう、共に、地元企業と一緒に温泉が町民とともに進んでいくのだっていう、そういう配慮が何か感じられませんでした。それをいろいろ言ったところで、私は、地元業者が出てきた段階で、もうこれは、もうあれですよ。言葉がちょっと出てこないんですけども、それはもうね、比較する何ものもなく、地元業者が出たのだったら、それを最優先して、そしてそこには、大企業と比べる以前に、そういう配慮ですか、そしてしかも、全員協議会の中で2時間も地元業者、地元業者っていう、みんなのもうすごい、2時間も論議したのですよ。それをじっくりと、今いらっしゃる町長、副町長はじめ、担当課長も、あのときは聞いた訳ですよ。そして、いろいろ論議があって、やっぱり地元業者が大事なのだっていうことも、あの時私も、みんなの発言、ほかの議員さんの発言から確認したわけですよ。そして、蓋開けたらオカモトっていうことで、1社なら分かりますよ。オカモトだけしか応募しなかったっていうのなら分かるけども。ラポラも、しかもラポラはあれですよ。高校の寮とか、そういう運営に、違いましたかなんか、やっていますよね。地元のラポラの実績もあると聞いておりますけども。そういうと

ころなのに、単なる点数だけでしかも能力、もう能力はもう決まっていますよ。地元のほうが劣っているのは。ですから承服しかねるところでございます。

その配慮、地元を育てていく、企業を育てるといふ配慮は無かったのかあったのか、お聞かせください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） もちろん同じ条件であれば地元っていうのは、例えばこの選定委員会の中ではその配慮はあるべきなのかもしれないです。

ですが、もう公募をかけて選定委員会を開くということになれば、やはり選定基準があつて選定結果がきちっとしたものを、説明責任もありますし、足寄町がこのような施設をこのような形で公募するというスタートを切ったからには、これでそこで地元の配慮すべき、加算点とかそういうものがあれば、それはそういいのですが、こういう基準でこういう評価をなさいつて、明らかになっているところで、そこで付度なのか、その地元の方にちょっと傾いたひいきというような形の点数を付けるということは、審査会委員として、また町の職員としてそれは私、私個人はできない。もう選定委員会がもうスタートしていますので。例えば、町内と町外いて、町内が来たのだから町外の方を排除するっていうのは、理屈上もちょっとできるかできないのかも分かりませんし、これが本当の入札とかだったら本当に、考えられない話で、これは入札ではないですけど、一般的な随意契約の一つでありますけど、やはりその透明性なり、公平性で、住民の方にこの施設は誰のためにあるのか。住民福祉のため、利用する町民のための施設ということであれば、その基準から選定基準にのっとり、しっかりとした判定をするのが私の責務だと思いますし、その結果として5対0になったということは、やはり町の職員として、責任を全うしたのではないかと思

ます。

余談になりますけど、選定委員会を民間でやるとかということも考えられますが、それは大きな都市とかの話で、一般的に選定委員会の委員としての、ふさわしくない方といへば、応募した団体と関係がある人達であつたり、親戚であつたり、何だかんだの取引があつたりとかということで、なかなかその町内ではなかなかその委員さんの民間の方にやっていただくと、なかなかその荷が重過ぎますし、なかなか難しいのかなというところで、私どもやはりその町の職員で、皆様に不信のないような結果になるように配慮して結果を出したつもりです。

個人個人の評価になりますので、基準がどんな、いろんな項目ありますけど、それぞれが相対評価でありますので、Aが良い人、Bが良い人という形でやっていますので、そこで私も委員会自体で私的に何か誤解されるようなこっちはいいだろうとか、あっちがいいだろうとかということでも、全く発言をしていませんし、僕はこう思うよ、とかというような発言もしないように気をつけて、本当に会議録もしっかりと、後々見たところ、これは何も問題なく、適正に審査会が開かれたなというふうに考えています。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） ちょっと待ってください。

今、会長としての選定委員会。選定過程が、どういう形でこういうふうになりましたって選定過程、これが総務課長の中に持っているっていう話なのですよ。

それで、もしくは執行部、町長サイドでこのことを出してもいいという判断であれば、お出しをいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

選考過程、構わないとしたら、皆さん方に配布をお願いをいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ会議を再開をいたします。

今、足寄町営温泉浴場指定管理者候補者についてというペーパーが、皆さんのところに配付になったと思います。

お読みになった方もおいでかと思えますけども、この内容について、説明を求めるといふことであれば、説明をさせたいと思えますので、いかがでしょうか。

説明要りますか。

（「いりません」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、高道さんからの質問から始めます。

2番。

○2番（高道洋子君） 今、候補者の選定の基準表といただきました。

これは本当に、大企業と中小企業っていうか、そういう勝負ですから、見ても見なくても、勝負はついています、と思うのです。全ての面で資本力といい、ノウハウといい、ネームバリューといい、全部それは上でございますから、先ほどの選考会、副町長から数字的なお話も聞きましたが、そして、選考委員も役場職員ということで、しかし、民間代表を何人か入れるということもこれ大事なことなわけです。何を決めるにしても、民間人が使うわけですから。お風呂の場合も、町民がみんなが楽しく集う場所でございますからね。これは、親戚だとか、何だって心配してはいたけども、そういう配慮はなくてよかったのではないかなという気がします。

ただ、その役場職員6人がうち揃って、民間企業を排除し、地元企業を排除して、ラポラを6対0で選んだっていうことも、その役場の方たちが、選考委員が大手を優先したというか理由はあるのでしょうか。色々あるのでしょうか。地元に対して愛情が厳しいなということを感じました。

役場職員、役場の職員であれば平等で、これが第三者が、全くの第三者が選んだと

いうなら分かりますよ。基準どおりっていうのは。けどこの度は、役場の職員で、町民にみんなお世話になっている人たちが選んだわけですから、やはり、ここはめったにないこういう事業ですからね、やっぱり地元になんとか配慮して、育てながら地元企業に落とすべきでなかったかなっていう思いがしております。

これはうがった見方なのですが、オカモトに本当にこだわったっていうのは、何か私これ私見ですよ、私の私見ですけども、オカモトありきでスタートしたのではないかしらっていうふうに今、しみじみ思ったわけでございます。

それはあるとは言わないでしょうけど、なかったですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） その選定委員会の委員が、地元を配慮なりすべきじゃなかったかなっていうことに関しましては、やはり繰り返し言いますが、選定基準に地元についての加点とか、そういうものもないですし、本当にその提案書を見ていただくまでもなく、高道議員さんもやはり大企業であり実績もあるとこだから、提案書だけだったら勝負は大体ついているっていうようなご理解はしているかと思うのですが、そこでその地元を配慮するところが、この選定委員会の中では、それはご法度だというふうに考えております。

これを基準どおりにやらないで地元のところを、高くするというところが、私ども役場職員として説明がつけません。で、この指定管理者というのは、誰のための施設なのかというと、利用者、住民のための施設であって、こんなこと言ったら怒られるかもしれないけど、事業者のためのものではないというところで、まず利用者本位でなきゃいけないと思います。

今は世の中本当にボーダーレスなまして、地元というのは何なのかということもあります。資本があるのか会社があ

るのか。オカモトさんも今ネイパル足寄さんをやっていただいて、例えば地元なのか地元ではないのといったたら、地元じゃないとは私どもは感覚的にはないです。

そんなことは、選定委員会の中では全く考慮すべきものではなく、やはり選定基準にのっとった公平公正で、後からもちゃんと説明ができるような審査をやっていたと思いますので、ここら辺、意見の相違になるかと思います。

本来、審査会委員長じゃなく、役場の職員の、町の副町長とすれば、本来地元でどういうやり方で進めたら良かったのか分かんないですけど、地元の方が地元の業者、地元の人たちでやっていただけるような流れになって良かったのですが、そうはならず、指定管理者の公募で提案書を受けるとい、これをスタートしたからには審査会のほうは、やはり何度も言いますが、公平公正透明性のある審査をしているというところでございます。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 公明公正はよく分かります。何回も副町長おっしゃるので。ただ問題は、そこの公明公正の基準ですよ。考え方。本当に今地元は、本当に冷え切っています。いろんな飲食店初め、建築業、それから皆、少しはあれですけども、もうAコープだってですよ、今は正しくは聞いていませんけど、フクハラさんが来たり、いろんなそういうこともあったかどうか分かりませんが、4月いっぱい農協独自の経営を1回閉じるというふうに聞いております。やはりその店はそのまま続行ですけども、経営形態が変わっていくのだから、というふうに聞いておりますが、農協側から聞いたわけでもないの、まだ分かりません。

そして、話によると町内の大手の保険会社さんなんかも、いろいろな出会いがあって、オカモトについては、このオカモトに

なったということが、結構町民の方、漏れて知っているのですよ。それで、その人たちから電話が入ったりね。どうしてオカモトなのとかというふうに聞かれております。

オカモトさんは燃料ですよ。燃料とかそういうのを本業としております。そして、最近は保険のほうにも手を伸ばし、保険会社もびくびくしていました。足寄の。今に日本全国、オカモトは、勢いがありますから、どんどん伸ばしていくのだから。だから今にオカモトにみんなやられてしまうっていうことを、保険屋さんには言っていました。そういうことで、そういうこともあるし、やはり将来を見据えたならばね、このオカモトさんだつて、都合が悪くなればすぐ撤退すると思うのです。足寄から。調子が悪いと。だから、それよりも地元の業者を本当に1から育て守り、寄り添って、そして、地元業者がずっと長く利益を、どこの会社もそうですけども、企業体ですから、絶対利益を生まないわけがありません。ボランティアでないですから。その利益っていうのは必ず本店に行くわけです。しかも、燃料を扱っているオカモトさんが、燃料を使わないわけがない。今はね、町に対して地元の燃料って言っているかもしれませんが。でもお風呂だつて企業が厳しくなり、自分が抱えて、単価の安い燃料を使わないわけがないと思うのですよ。

それから、あそこのネイパルも、立場上運営委員会に出さして出させてもらっているのですけども、そこの話では、やはりネイパルはオカモト企業にしたら、全く青天の霹靂のように指定管理になって、道の指定管理ですよ、あれは。やっていますけど最初は本当に戸惑って大変だったと。商売がね。若い30代の所長さんが言っていましたけども、だから、みんな最初は、どんな大企業も小さい弱小企業も、最初始めるときはみんな大変だと思うのですよ。

だから、そこら辺も配慮してね、もう最初からすばらしくできるところを選ぶのではなくて、もう、まして地元がある場合は、オカモトにだって、地元が出ましたからってということで断ることだってできたのではないかなって、私は思います。

それは理由になると思うのですよ。地元が大事ということで、そういう意味で、長々と質問しましたが、取りあえずは、今ここで、1回目は終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。10番。

○10番（二川 靖君） 今指定管理者の公募の採点だとか、付度、ひいきが全くなかったよ。ということで、これは当たり前で分かります。

それで、私が言いたいのは、こういった温泉というか、この温浴施設に関わってはいろいろ議論があって、全員協議会を潜って、今に至ってきているということで考えれば、例えば選定委員会が、いわゆる選定にかかる前に、実は町内業者もいましたよということをやったり、全体のところでちょっとお知らせ願いたかったなというのがあるのですよね。ちょっと、それがいいのか悪いのか分かりませんよ。それはなぜかという、全員協議会の中でも、高道議員がおっしゃっているように、地元、町内業者にやっていただきたいという、希望があったのかな、というふうに考えています。それで、先ほど副町長のほうからあった、指定管理に関わるペーパーだとか公募のことも言われておりますけれども、やっぱりこのスタート時点、公募に関わるスタート時点に遡って考えれば、ちょっと町側にも、私は反省してほしいなど。地元業者がいなかったから、指定管理で公募しましたよと。全員協議会で再度、商工会等々を頼りながら、どうにか地元業者にやっていただけたところがないかということで、多分10人ですか、議長を除いて11人の

議員が、そういった気持ちで来ていたというのも、私は事実ではないのかというふうに思っています。

そうやって考えたときに、残念なのは、オカモトさんのお名前でも今回、指定管理をしたいということで議案で出されたということでもありますけども、その前にもう1回そこら辺も、ちょっと議論する余地が少しあったのか。それを結果はオカモトさんになったのかというのは、それは別問題としてあるのかなというふうに思っていますし、やっぱり今回もう一つの地元の町内業者が手を挙げたということで、本当に何なのだというので、反発を買ったらやっぱり、またこれも町民感情として困るかなというふうに思っておりますし、スタート時点に遡ったやっぱり町側の反省も必要なのかというふうに考えておりますので、そこら辺についてどのように考えているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 二川議員から今お話がございましたけれども、前回全員協議会の中でもお話をさせていただきました。一定程度、町内できればやっぱり町内の業者さんでやってやりたいなっていうのがずっと根底にあって、町内の業者さんをつつと探してきたというのは、これは事実であります。どうしてもやはりこれは町内業者さんではやっぱり難しいのかなと、当然こういう入浴施設をやったこと、そういう経験があるわけでもありませんし、ややそれに近い、関連するような業者さんだとかにもお願いをしたけれどもなかなか難しい。もっと言えば異業種で参入されませんかというようなことでのお願いだとかもずっとこうやってきました。やってきたけれども、その中ではなかなかそういうことで、声が上がってこなかったっていうのは事実であります。

その中で、その当時、この間の全員協議会の中でもやっぱり1番議論だったのは、

その当時、議会の中でも、ほかのところの類似した施設の中で、1,000万円くらいの予算の中で運営しているというところもありますよってということで、そういったところなども参考にしながらやっていきたいと思いますよってということでやってきて、ただし、やっぱり去年すごく物価高騰なんかもあって、それ以上に値上がりするってこともありますよねって話はずっとしてきたところでもあります。

最終的に、なかなかそういう話もなく、町内の業者さんからもそういう話がなくて、どうしてもやっぱりこれは町内をお願いするだけではやっぱり難しいのかなといったところで、広く公募をしようということになって公募をしてきたということになります。

そういう中で公募をしてきて、前回の全員協議会の中でお話がいろいろきたけども、最初の頃1,000万円ぐらいじゃちょっとできないよねって言ったところが2,700万だとかという年間にですね。そのぐらいの金額になったらもしかしたらできる人もいるかもしれないということで、それはやっぱりきちんともう一度何ていうか、期間ももう当然そのときには既にあと残りあと1週間ぐらいでしたか、というところだったのですけれども、もうそれじゃあやっぱりちょっと町内の人たちがもう一度考え直すには、ちょっと時間が短いというようなことも含めてあったということで、1週間延長しながら、公募期間延ばしたという経過がございます。

そこは町としても、やはり情報の提供として、十分でなかった部分もやっぱりあり、そういったことも含めてやはり、その時に、まだ既にどこからも、まだその応募がなかったということも含めて、もう1週間延長しようということで延長させていただいたという経過になっています。そこは町としても、やはり情報提供足りなかったなという反省をもとに1週間延ばしたとい

うことになっています。

1週間延ばしたわけなのですが、その中でラポラさんが町内としては出てきて、そして、オカモトさんが、商工会には、足寄の商工会にも入ってらっしゃるみたいですが、町外からということでオカモトさんも参加しますよということで2社が出てきたということになりました。

当然のことながら、町として指定管理の公募っていうのを既にしてしていますから1番出だしですね。そうすると2社出てきたときに、地元から出てきました帯広から出てきました。この2社を地元が出てきたから地元を優先しましょうっていう、そういう公募の仕方ではありませんから、当然のことながら、1番最初に公募したときの、そういう中身ですね、審査をきちんとしなければならぬということになるわけですね。それは今まで副町長がお話しさせていただいたように公平公正、それから総合的に、ただ、それとあとやっぱりその経過ってのはきちんと、明らかにしなきゃなりませんから、公正に公平に、そして公明に当然中身はちゃんと公表しなきゃなりませんし、住民の方たちから、どういう経過でこれが決まったのかというのを聞かれたときには、ちゃんと説明しなきゃなりませんから、それはきちんと、説明ができるような中身で選定をするということになるわけですね。そういう中身で、今回、選定委員会を開催した中で、中身は先ほど見ていただいたとおりの結果になっているということでもあります。

地元に対する配慮が足りないのではないのかというようなお話もありましたけれども、地元に対する配慮というのは、当然必要なわけがありますけれども、しかしながらそれだけが、選定の基準ではないということですね。選定の基準ってきちんとあるわけですから。それを多分、設定選定委員会の皆さんも、こっちは地元の業者さんだよなとか、こっちは帯広の業者さんだな



とかというのをちゃんと分かりながら、選定しているわけですから、その中でもやはり、5人の方はオカモトさんになり、ラポラさんという方がいらっしやらなかったということは、選定委員会の中できちんと選定をして、選定をした中で、そちらに決まったということでもありますので、当然のことながらその点数だとかそういったところにはきっちもって、地元の業者さんだからってという部分もきっち、含まれているのではないのかなと思うけれどもやっぱり圧倒的にオカモトさんの点数が高かったという経過になったのかなというふうに思っているところであります。

そういう結果になったということを踏まえて、町としても、公平公正公明、そして総合的に考えたときに、町民の人たちが、この新しくできた入浴施設を、きちんと使ってもらえるために、どちらが適切な指定管理者、業者さんなのかというところを決めたということでもありますので、そこら辺はもちろん地元をというお話もいろいろありましたけれども、その辺りはご理解いただきたいなというふうに思っているところであります。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 町長の言うところは、やっぱり村度だとか、ひいきだとかないように、きっちと選定委員会の中で結論を出したということで、オカモトさんに決まったのだよということには分かります。

何を言いたいのかと私も考えたら、いわゆる町側が指定管理にするのか、入札にするのか、直営にするのか、ずっと悩んでいたと思うのです。そういった悩んでいる中で指定管理しますよということで、町のほうで決めて、公募をするということで地元業者さんがいなかったと。私、地元の業者さんからちょっと聞いているのは、去年の10月頃に、こういうことがあるのでという相談が、誰ですか住民課長か誰か分かりませんが、ちょっと分かりませんが

も、あったように聞いています。

それで金額もやっぱり、最初、1,000万円からのスタート。1,000万程度からのスタートということで、段々段々、物価の高騰等もありながらやっぱり、施設の維持管理も含めて3,000万、1年目3,000万近いのですか、になったということで、そういったこともきっちとお知らせしないと。ただ、去年の段階では1,000万程度っていうところではなかなか町内の業者さんが手を出せるようなものでなかったのかな。それが段々段々高くなってきて、3,000万程度になったときにやってみようかなっていうふうになってしまったって、やっぱりスタート時点をやっぱりきっちと町としても、間違っていたとは言えないかもしれませんが、ちょっとそのスタート時点が本当に自分自身どうだったのかな。スタートですね。そういったきっちと丁寧な話をしていれば、手を挙げる業者さんも早くにいたのかなということもやっぱり感じられたので、私は、そういったことで今発言させていただいているということで、そういった話がちょっとあったのか、なかったのか、ちょっと私も本人から聞いていますけれども、そういった相談もしましたと。なかなか厳しかったよってという話は去年の段階で。その辺どうだったのでしょかね。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 元々、指定管理、この施設を運営していくっていった部分ではやっぱり指定管理がやっぱり1番いいのかなというのはずっと思っていました。ただ、経費の部分でいきますと、初めてやる施設ですし、温泉を活用しているとはいえ、電気代だとか、それから光熱水費、どうなっていくのかなかなか見えないところ。いろんな経費もどんなお金がかかるのか、なかなかこう見えてこなかったっていうところもあって、金額がどの程度の予算が必要なのかといったところがなかなか見

えなかったというところです。

そこで、参考になったのは近隣の町村で、そういう同じような指定管理をやっている入浴施設ありますよってというのがあって、1,000万円ぐらいでやれていますよと。それは当然、その町その町の条件だとかいろいろ条件違いますから、やっていますよと。それと同じようにやれるかどうかというのはなかなか難しいところで。それで、どの位の金額がかかるのかというのはなかなか難しかったなと言ったところが、なかなか決め切れなかった部分ということになるのかなと思っています。

指定管理なのか、もしも指定管理をする業者がいなければ、業者さんがいなければ、一部委託だとかというような形で町直営というようなことも当然考えられるわけですが、しかしながら、町直営でやるというのはかなり難しく、いろんなところをお願いして委託、部分的に委託をしながらと言いつつも、やはり総合的に、マネジメントするとか、そういう人が絶対必要になってきますので、そうするとやはりそこに町の職員が行くだとかというふうになりますと、これはかなり難しいのかなと。そうするとやっぱり指定管理のかなという結論には達するところなのですね。

それと経費の部分も、なかなか先ほど言ったように、1,000万ぐらいが先に一人歩きした部分があるのかなと思っていますけれども、そういう中で、あそこの施設を設計していただいた岡田設計だとかそういったところに、どのぐらいの経費がかかるのかというようなことなんかも聞いたりとかしながら、そういった中で岡田設計さんはもう3,000万を超えるような金額が示されたわけですが、そういう具合にどんどん金額が上がってきたというのがありますし、当然、去年は物価の高騰、とりわけ燃料だとか電気代だとか上がってくるというような状況の中で、金額

もどんどん上がってきたという部分なんかもあってですね、なかなかこれを指定管理に出すときに金額どのぐらいにしたらいいのかというのはなかなか決まらなかったというのは事実です。かなり遅くなって最終的に2,700万というのでも、金額が定まってきているというのはかなり、だいぶ後になってからの話なので、なかなか多分、去年の10月ぐらいですか、10月ぐらいにお話あったということではありますが、そのときでもきつともって、金額的にはなかなか今のように2,700万だとかという金額がきつと示されなかったのだろうというふうに思っています。

そういう状況の中で、言ってみればぎりぎりになってこの金額でいこうというようなことが決まって、指定管理というような形になったというようなことなので、なかなか町内の業者さんも、やろうかなってもしも思われた方もいたとしても、なかなかこう検討しづらかったという部分は確かにあるのかなと思います。

そういった部分なんかもあって、なかなか金額もきちんと示されないまま来ているという状況にはあるのですよね。

その中で今回、指定管理ということで、もう時間的にも4月からオープンしますよって言ったところでは、ぎりぎりになってきている部分で指定管理を出してきているという、そして、当然議決も必要ですから、そういう日程なんかも4月の1日オープンにするためには、準備期間が必要で、議決が必要で、指定管理に出したら指定管理にだすときの一定の期間だとかも必要ですとかというようなことも全部こう、逆算しながら行くと、ぎりぎりの段階で公募が行われたというような形になってきているというような状況でありますので、町としてもなかなか情報の提供をきちんとできなかった部分もあるかと思いますが、なかなか難しく出せなかったという部分もあるのですが、そういうような状況

だったということでご理解いただければな  
と思っています。以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） それで、そう  
いったことで進んできているということ  
で、やっぱり町民の感情やら、やっぱり  
個々の足寄の町内の事業者の感情やら、  
様々あんなことがやっぱり人間ですから、  
考えられるということで、いわゆる町の理  
事者のほうもそうなのですが、議会のほうも、  
やっぱりそういった町民感情やら、  
また、事業者さんの感情も含めてやっぱり  
悪い方向に行かないように、どうかやっ  
ぱり払拭をしていかないと、なかなか町内  
の経済もちょっとおかしくなってしまうの  
かなというふうに考えておりますし、やっ  
ぱり納得いくような、お互いに納得いくよ  
うな状況を作っていないと、ちょっとま  
ずいのかなというふうに考えておりますの  
で、そこら辺も含めて、私はスタートに  
戻って、やり方を反省してほしいって言っ  
たのは、そういうことでありまして、最後  
になりますけれども、これ、もし議会で駄  
目だよっていうふうになったとき、どんな  
んなっていきのかちょっとお聞かせ願いた  
いなと思います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 町民の皆さんに納  
得していただくという部分でいけば、やっ  
ぱり選考委員会の中身が、きちんと説明で  
きるように、誰からもその選考の過程で何  
かおかしいことがなかったかどうかという  
ところがやっぱり1番なのかなと思いま  
す。だから、町としては、こういう経過で  
ちゃんと選考していますよ。選考基準はこ  
ういうことで、こういう形で選考して、こ  
こに決まったのですよ、というのをきちん  
と説明できるというのが、1番納得してい  
ただけることなのかなというふうに思っ  
ています。

いろんな方たちは、良い悪いっていうの  
は確かにあると思います。何で地元じゃな

いのだろうとかという声もあると思いま  
す。そういう、いろんな声があるところ  
を、やっぱりちゃんと説明できる、そのこ  
とが納得していただく、納得できない部分  
ももちろん感情もありますから、あるかも  
しれませんけれども、町としてきちんと説  
明ができるっていうところが、町民に納得  
していただけるっていう中身になるのかな  
と思いますし、実際にお風呂が開業して、  
お風呂がずっと町民の皆さんに使って  
もらって、よかったなと思っていただけると  
いったところが納得していただける部分に  
なっていくのかなというふうに思ってい  
るところであります。

いろんな部分で確かに地元の、なぜ地元  
じゃないのだと。今の経済的にも非常に冷  
え切っている中で、できるだけ地元の業者  
を使ってほしいよねっていう声も当然ある  
と思います。それは、そういう声がありつ  
つも、やはり2社が出てきて、その中で選  
考の過程はこういうことですよっていうこ  
とで、これが一般競争入札で、金額がきち  
んと、ばんと決まって、これ低いほうに決  
まったのですって言えばこれ簡単な金額こ  
れですからねっていう簡単に言えるのです  
よね。それは町内の業者さんが出てきて  
も、町外からの人が出てきても、一般競争  
入札であれば金額ですから、金額でこれは  
納得というかも、これはもう、誰が見て  
も明らかだということですよね。

ですから、やっぱり明らかにできるも  
の、何でここに決まったのだっていうのを  
明らかにここですよっていうことをきちん  
と説明できること。それが1番納得してい  
ただける材料になるのかなと。そして、気  
持ちよく使っていただければ、これが1番  
いいのかなというふうに思っているところ  
であります。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はござい  
ませんか。

12番。

○12番（井脇昌美君） 町長にちょっと

はっきり答弁してほしいですけど、今、二川議員10番の議員さんから質問としては、もし、この件が、否決されたらどうなるのですか、ということをお聞きしたわけですよ。そのことを説得する、町長、今説得する過程を話していますが、違うのですよ。答弁をきちっとしないとね。その辺ちょっと誤解しないでください。

もう1回ちゃんと答弁ください。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） ごめんなさい。申し訳ありません。肝腎なところ答えていなかったですね。

今回、否決にもしものなりましたということになりますと、もう一度中身的には中身を精査して、精査してというのは中身を変えてっていうことではなくて、もう一度皆さんに十分にご理解いただけるように、もう一度説明をさせていただきながら、もう一度再提案をさせていただくというのがまず一つの方法だというふうに思っています。

それでも、まだ更にということになるとそのときに、その時点でまた再度考えなければなりませんけれども、基本的には再提案をさせていただくという具合に、今まだ否決になってない段階でこんなこと言うのもなんですけど、そういう具合に思っているところでもあります。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番

○5番（田利正文君） ちょっとずれた質問かもしれませんが、私、多分難聴者で何回かの答弁のときにお願ひしますって良く言われているものですから、聞き洩らしていると思うんですけど、この審査基準見ましたらね、提案書がちゃんとあって、それに沿ってこれ、判断できるとなっているのですよね。でなかったら、例えば1のところ、一部の利用者に対する不当な利用制限はないかなんてことは、まだやってないので分かりませんよね。それから1番下の4番に行けば、法令等遵守した経営が行われているか、これだって実際は分から

ないですよ。

そういう提案書があって、こういう項目で、審査されたというふうに理解しているのですね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 提案書にそれぞれ評価基準がこうなっていますので、この項目ごとにこの件に関してこういう提案をするという形で、段落ごとにそれぞれの事業者の提案がありまして、審査委員はこの評価に関してA社を見てB社を見て、こちらは10点満点の8点だな、こちらは9点だなんていう感じで得点をつけて加算してございます。

やはり、今個人的な考えでいいますと、もう既に同様の類似施設でやっているところの業者の方が、やはり細かな記述がございまして、まだスタートしてないところは、やはりそこでちょっと優劣じゃないけど、条件はちょっと難しいのかなというところでございます。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） それを聞いた上でちょっと私の意見だけちょっと述べておきたいと思ひます。

今、副町長から言われた町長から言われたことについて、私よく分かります。公募する前だったら、公募にする前だったら、私こう思うのですけども、二川議員も言われていましたけど、もう少しちゃんと情報提供して、町内の業者を求めれる努力をね、執行者の側も、もっと言えば議会の側もって言えるでしょうか、できなかったのかというそういう思ひはあります。今は。ありますけども、今の段階でもうそれは遅いことですから、公募終わってそして実際こういうふうにと選考されたということについては、もうそれはやむを得ないと思ひます。

二川さんも言われたけど、その先に戻せば、そのところだけがすごい何かもったいないというか、行政の運営としてって

うのでしょうかね。高道さんが言われたみたいに、地元を本当に優先していくっていう立場から考えれば、そこのところの努力がもっと足りなかったのではないか。あるいはもっと打つ手があったのではないかという思いがあります。

そこだけちょっと言っておきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑ございますか。

9番。

○9番（高橋秀樹君） 非常に青天の霹靂というか、非常に苦しい決断を町側として出してきたのかなというふうに思います。

私個人としては非常に残念な結果がここにあらわれてきたのかなというふうに思っています。

町内業者を選定できなかったということは、今まで説明受けたように、ずっと公募にしたという段階で、町内業者が選ばれないというのはもう、明白なところである。その前段階でどのようなお話があったのか。これ町民の方々が本当に注目して、今の多分議会見ていらっしゃると思っ

まず、その辺の説明からしっかりと町側はしていくべきなのかなというふうに思っていますので、全員協議会で皆さん、私も、資料としていただいておりますけれども、その過程でどのようなことがあったのか、まずお聞かせを願いながら、この件を精査していきたいと思っておりますので、その説明をまずお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） すいません。もう一度お願いします

○9番（高橋秀樹君） 町内業者に一応説明をしている。公募にする前にやりませんかというお話をかけていると思うのですけれども、その辺のどのようにお話を町内業者にかけていったのか。それはいつぐらいからかけて行ったのか。

それでそこが、結局誰もやらないという

ところに至ったという結果があると思うのですけれども、その辺について経過の説明を願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 今質疑中でありますけれども、ここで暫時休憩をいたします。1時まで休憩をいたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ会議を再開をいたします。

町長の答弁から行います。

町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 午前中に高橋議員から、これまでの運営をするための対応する経過というようなお話をいただきました。

先ほどの二川議員の質問の中でも少し触れさせていただきましたけれども、また全員協議会のときにも少しお話しさせていただきましたけれども、もう少し詳しく、詳しくというほどでもないですけど、説明させていただきたいと思っております。

先ほどから申し上げていますように運営をどうするのかといった部分では、一部委託で直営でやるのか、もしくは指定管理とこの二つどちらかというようなことでいろいろ検討していました。

やっぱりスムーズに施設を運営していくといった部分では、指定管理が、管理もそれから運営も含めてお願いをするというのが1番スムーズにできるのではないのかということとして、最終的に1番は指定管理。もしもどうしても指定管理の業者さんが見つからない場合については、しばらくの間は一部委託で直営ということもありうるのかなというようなことを考えておりましたけれども、指定管理ができればというのがまず第1番でありました。

それで去年から、そういうことで指定管理なり、業務をお願いできるような業者さんがいないかということで、まず、今までも言っていましたけれども、町内にそういう

方がいらっしゃれば、ぜひ町内の方にやっていただきたいということで考えておりました。

それで、銭湯だとかそういう入浴施設を実際に運営されている方は足寄町内にいらっしゃいませんので、それに類似したような仕事をやってらっしゃる方、まずは、声をかけさせていただいています。

その中で、去年の4月ぐらいから、観光協会さんですとか、それから、ふれあいさんですとか、それから道東警備美装社さんだとか、そういう業者さんに声をかけさせていただいてきているところでもあります。

そういう中では、やはりなかなか新しい仕事ということになりますので、職員を募集してもなかなか応募がないということで、受託が難しいですとか、新たな雇用を確保するのは非常に難しいということで受託できない。それから館内の清掃ですとか、浴場の清掃ですとか、そういったものについてはお手伝いできるかもしれないけども、全体で運営するだとかというようなことについてはちょっと難しいと。それから、これも職員を募集してもなかなか応募してくれる人がいないので難しいと。いうようなことで、総じてなかなか人を確保するというのは難しいということで、なかなか受託はできないよというようなお話があったということであります。

それで先ほども申し上げましたように、そういう業者さんにはなかなか難しいので、異業種の方も含めて、入浴施設の管理運営というのをやってくれるような人がいないだろうかということで、商工会にお願いして、商工会さんにそれぞれ加盟している業者の皆さんに、建設業者さんですとか、いろんな業者さんいらっしゃいますので、そういう方たちに当たっていただいて、当たっていただくとか、声をかけていただくということをお願いをしました。

その中で、商工会さんからお話あったの

は、オカモトさんも足寄町の商工会の会員ですよ、というようなことでそういうご紹介もいただきました。

多分、いろんな業者の方たちに声をかけて、商工会の方から声をかけていただいたという、その中で多分オカモトさんもその話を聞いて関心を持ったというところはあるらしいです。

それで、オカモトさんからは、去年の8月、8月18日ですか。どういうことなのでしょうかと。どんな中身なのでしょうかとというようなことで、お話が一度あったというのはございました。

ただそのときには、町内、なるべく町内業者でというのは、町内の業者さんでということですとずっと考えておりましたので、あまりまだこういうような中身ですよって話はしていますけども、詳しい中身にはなっていないというところですよ。

多分、このぐらいの時期では、最初に話していましたように、管内のほかの施設と同等ぐらいの1,000万程度ぐらいでできないものだろうか、というようなことでずっと検討がしていましたので、業者さんたち皆さんには、これ1,000万ですよだとかそんな話はしてないですけども、議会の中でそんな話があったというのは、きつとって皆さん耳には入っていたのかなというように思っています。

そんなことでずっとこう話をしていましたけども、それ以降、商工会さんには8月いっぱいぐらいまでに何かその声かけていただいてそういう方がいらっしゃったら、関心を持っていただくような方。そういう方がいらっしゃったら8月いっぱいぐらいまでに、ということでお話をしていましたけれども、その時点では、誰もいらっしゃらなかったというようなことであります。

その後、9月ぐらいですかね。9月ぐらいに業者さんから、どんなことだろうかとということでちょっとこれ、町内の業者さんから声が、お話がかかって、お話している

けども、それはやっぱり全体ではできないと、清掃ぐらいだったらお手伝いできますよというようなお話があったと。

この話が多分、先ほど二川議員さんからお話あった、町内の方がこう聞きにきた、声かけたっていうような、きっと中身のかなというふうに思っています。

そういうようなことで、町内の業者さんをずっと当たってきたわけですがけれども、なかなか難しいという状況、人手不足という1番大きな人手不足ということが理由になって、なかなか難しいということでずっとこう言われてきました。

それで、ただ、委託料としてどのぐらいの経費がかかるのかというのもなかなかこれ決まっていなくて、先ほどもお話ししましたけれども、岡田設計さんだとかから、どのぐらいの経費がかかるのかということで、見積り積算を出してもらったけど3,000万以上の金額がやっぱりかかるだろうというお話もありました。

やはり3,000万を超えるというのは、今この物価高騰で灯油だとか、それから電気代だとか、これも今後どのぐらい上がっていくのかっていうのは、なかなか見通しがつかないということも含めて、多分高めに出ているのだろうなというふうに思っているのですけれども、そのぐらいの金額が出てきたのですけれども。

しかしながらやっぱり、町としてはなるべく安い経費でできないかなといったところで3,000万も超えるような金額ではなかなか厳しいというところで、なかなかこの積算ができていなかったというところでもあります。町内を模索はしていたのですけれども、なかなか町内も難しそうということになれば、やむなく町内も含めて管内というか、全般的に広く公募せざるを得ないというようなところになってきたというところでもあります。

2,700万という金額については、いろいろ3,000万を超えるような積算も

あったりとかいろいろしながら、しかしながら、あまり金額が大きいのもっていうのもなかなか町としても出せないよという部分もあって、いろいろ検討した結果、灯油ですとか電気代ですとか、そういった部分については、実際これからどれぐらい上がるか分からないということもあって、ある程度値上がりしたり、もしかしたら値下がりするかもしれないっていうこともあって、上下かなり大きな金額で上下していくというようなことも想定できるので、そこは指定を受けたその業者さんと協議をしながら、最終的に決めていこうということにしました。

今までの指定管理では20%以上を超えるだとか、超えないだとかという、そういう一定の限度額というか、設けていたのですけれども、それを撤廃をして今回どのぐらい経費がかかるか分からないっていう部分もあって、20%っていうのを撤廃して上限協議をしながら、業者さんと協議をしながら決めていきたいと思いますということにして、全般的に経費を抑えていくという、そういう形で2,700万という数字になったところです。

その数字というのは、最終的に本当に今年に入ってから1月に入ってからぐらいで決まったというようなところで、実際に昨年までの間では、なかなか決め切れなかったという部分もあって、そういう金額になってきたという経過であります。

指定管理をする上で、そういう条件を一定程度作りながら4月にオープンするためにはというところで、最終的に指定管理の募集を、公募を始めたというようなことになっているというのが、大ざっぱでありますけれども、そういう経過になっているところでもあります。

経過としては、そういうふうなことで、なかなかその間で議会だとかに説明したりだとか、それから業者さんたちに、いや実は金額、町内の業者さんたちに実は金額こ

うということになったのだよとかというような、お話というのはなかなかする暇がなかったとか、ちょっと言い訳になるかもしれませんが、なかなかする機会がなかったということで、遅くなってしまったというような経過かなと思っております。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 大卒の流れは見えました。オカモトさんが出てきたところも分かりました。8月18日にオカモトさんの方からこういう形でという形でよろしいのですね。ということは、オカモトさんはこの間ずっと足寄町とコンタクトをとっていたのか、いないのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） オカモトさんから例えばお風呂についての問合せだとかそういったことというのがあれば、それについては分かる範囲でその時点その時点ではお話、協議というかはしておりますけれども、特に何て言うのですかね、オカモトさんありきだとか、先ほどお話ありましたけど、オカモトさんありきだとかということではなくて、一般的に興味を持っていただいた方から連絡が来た。先ほどの二川議員さんからお話あったように、そういうことでお話があるのと同じような対応という、そういう考え方があります。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） それであれば、前回の締切りが2月のいつでしたっけ。2月の6日ですね。2月の6日時点では、オカモトさんはもう、ここには応募をしていたという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 2月の6日には、オカモトさんからも応募はございませんでした。2月の3日でしたかね。3日の日に1週間期間を延ばすという、その時点では

誰からも応募がなかったということで、誰からも応募もありませんでしたし、そういったことではやはり町内の業者さんも、書類を作ったりする期間だとか、そういったものも含めて、全員協議会の中でもお話もありましたし、その時点で誰かあったらちょっとそこはどこかから応募があったら、ちょっと難しいかなと思ったのですが、誰からも応募がなかったということで、誰からも応募がないし、やっぱり誰かから応募がなければ指定管理の業者さんも決まらないという部分も含めて、1週間期間を延ばしたという経過であります。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 分かりました。それでは、オカモトさんも同じ条件で入ってきたというか、認識でいいということですね。その前段階で、足寄町の業者の方に話をかけたとありますけれども、こちらの、前回ね、全員協議会で出していた資料では、1、2、3、4、5、6業者でよろしいのですよね。

足寄観光協会さん、高齢者の就労センター、NPO障害地域サポートふれあい、それから、マニザキさんと道東警備さんっていう形で5社。これはどのようにお話をかけたのか、お答えを願います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） この5社については、先ほど言ったのは4社ぐらいしか名前出さなかったのですが、5社には住民課長の方から、来年お風呂を開業しますよということで、住民課長の方からその運営を、運営管理を受けてもらうことができないだろうかというようなことで、そういうような意思はないだろうかというようなことで、声をかけさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） それでは住民課長の方はどのようにこれ声かけていますか。



正式に、お風呂の運営をしていただきたいのだけれども、どういうお考えがあるのかという話を持っていったのか。その辺というのは、どのように>Contactをとっていったのか。正式に行ったのか。非公式で行ったのか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） この中身については、公式というか、公式といえば公式なのかもしれないし、非公式といえば非公式なのかもしれませんけども。基本的には、誰かにお願いするとかということではなくて、そういうような業者さんが町内にいるかどうかという意向調査という。そういう基本的な考え方としてはそういうことです。ですから町内にそういう方たちが、もしも何社がいれば、そういう方達の中で、指定管理だとかそういうものを、公募ができるかなというところで、誰々にやってくださいとか、これが公式っていうのかよく分からないですけど、言ってみれば本当に意向調査というそういうことで、声をかけさせていただいたということになります。

そういったところで、まず何社か、もしかするとお風呂だとか、そういうものを運営をやらしてもらえないかと思われるような業者さんに、まずは声をかけたということで、そこで無ければそういうものにあんまり関係のない違う業務、違う仕事をやっているけれども、そういうものに異業種として参入できないか、というような考え方のある人がいないか、ということは今度は商工会さんに声をかけてきたと。

これも、あくまでも意向調査ということで、誰々さんやってくださいとか、そういうような形で、声をかけているということではありません。

当然のことながら、誰々さんやってくださいとかというのであれば、もう1社しか声かけられませんけど、全般的にそう皆さんの意向はどうなのでしょう、というよ

うなところでありませう。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） この意向調査の段階で、もうちょっと詰めたお話ができなかったのかなってふうに思うのです。というのはね、今回、ラポラさんが出てきましたよね。ということは、本当は足寄町で潜在的に、俺やれるぞっていう人がいた可能性があるという、だと私は認識をします。町長も同じ考えだったと思うのです。というのは先ほど答弁で、やはり足寄町の業者にやっていただくのが1番だと。その気持ちは多分今も変わらないのだというふうに私は思っています。しかし、この選定を行っていく段階で、公募にした段階で、要するに公明正大でなければいけないという一つの足かせがついてしまった。であることから、ここは必ず委員さんの中で、選考委員の中で、数値的に表すことしかできないっていうところが、私はね、行政の問題点なのかなっていうふうにちょっと思う部分があるのです。ていうのは、この先々、こういうふうな事例が多分、足寄町の中でたくさん出てくるのだと思っています。

私たちが守らなきゃいけないのは、足寄町の町民もそうですけれども、足寄町に働いている業者の方々も守っていかなくちゃいけないのだっていうふうに僕は思っています。この先今何が起きているのかと言ったら、業者がどんどんどんどんいなくなっていくって、それこそ指名競争入札すらならないぞっていう状況になりかけているのが、今の現状の足寄町なのだっていう、僕は認識でいます。その中で、ここで町外業者さんに仕事を持っていかれるという現状が起きてしまうと、一気にタガが外れてしまうことになって、どんどんどんどん外から足寄町さんはほかの町外の人たちも、仕事を取りに来られるのだという一つの認識を与えかねないのだっていうふうに僕は思うの

です。ですからここは絶対的に死守をしなければいけないのであろうというふうに私は考えています。その中で、やはり選定基準にのっとっていくのは絶対なのですが、足寄町の業者を守らなきゃいけないという考え方に、ならなかったのかなっていうところは私にとってすごく残念なのですが、これ大きな町民との溝になるのではないのかなというふうに思うのですが、その辺はどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今回ラポラさんが、応募をしていただきました。当初やっぱりラポラさんが、当然定款の中にもこういう入浴施設の管理だとか、そういったものをやるだとかというのは、全く載っていませんので、そういった意味で本当に商工会さんから、他業種、異業種ですか、異業種であっても、そういうものに関心がないのかといったところで、きっと声がかかったときに、もしもそういう考え方があるのだとすれば、少し声をかけていただければ良かったかなというふうに思っています。

もちろん地元の業者さんを守るというのは、これは大前提です。けれども町内でできるものについては、町内でやっぱりやれるのが1番だろうなと思っています。

それは今でもそう思っています。ただ、どうしてもやっぱり足寄町内ではちょっとそれはできないねっていうものもやっぱりあるわけですね。それはやっぱり、仕方なくというか、やむなく町外の業者さんをお願いするだとかということも当然出てくるわけですね。

例えば、銀河クリーンセンターとか。それから、下水道の処理施設ですとか。そういうのもう既に、町内の業者さんじゃなくて、違う町の業者さんがやっている。やっぱりそれはもう町内ではやっぱりやりきれやりきれないというか、やれる業者さんがいないという、そういったものについ

ては、町民のサービスを提供していくため、町民の人たちの最低限の福祉というか、住民の生活を守っていくためには、町内であろうとも、町内からじゃないとできないものというのもやっぱりありますので、そういう業者さんに入っていただくということもあります。それは当然あるのですよね。たださっき言ったように、町内でやれる事業というか、仕事についてはやっぱりできるだけ町内の方でやっていただくというのが1番かなと。どうしてもできない場合については、町外も含めてということになるのかなというところであります。

今回の入浴施設についても、そういうことでいくと、できれば町内でやれないかなということで町内の調査をずっとこうしてきて、意向調査をやってきて、やっぱり町内ではなかなか人も集まらない。そういう意味では、そういう仕事をしたことがないので、どういう業務が実際にあるのかなとかというのは、なかなか町内の業者さんには分からなかったっていう部分もあって、なかなか手上げられなかったということもあるのかな、というような気がしていますけれども。そういったことで町内の業者さんでは、なかなか公募が無さそうだと。そうするとやはり先ほど言ったように、町内でできない、できるものはしてもいいけど、できなかったらやむを得ず町外も含めて考えなきゃならないというのが、今回のこのオカモトさんに最終的になったということなのかなというふうに思っています。

それが最初からラポラさんが例えばもうちょっと早いうちに手を挙げていただいて、公募したのが1月に始めたのですけれども、もっと去年のうちぐらいに、そういうことで例えば4月から温泉始まるけども決まったのかと。どういう形で運営するのかということで、少しでも声かけていただければ、またちょっと違ったかなというふうに思っています。

公募をかけてしまうと、やはり公募に

のっとしてやらなければ、町内で説明するのはなかなか難しいかもしれないけども、町外の人たちに向けて説明するとき、何で町内の方が優先なのだっていうことを説明しなきゃならないですよ。そこの説明責任も当然あるわけですよ。

町民に対する説明責任もあるけれども、公募かけたからには、町外の人たちに対する、そういうことをやりたいなと思っているような業者さんたちにも説明責任があるわけですね。その中で例えば、こういう審査方法がありますよ。その中で例えば、どうみてもうちの方が、例えばオカモトさんからしてみればですよ。うちの方がどうもどうみても有利だと思うのだけど点数こんなに違うのって、というような話になったときに、町として本当に説明できるのかということになるわけですね。

ですから、今回のことでいろいろと今までお話もありましたけれども、なぜ町内の業者さんでやれないのっていう話もありますけれども、やはり公募したからには、やっぱり町としてもきちんとした責任がありますよと。そういうことを考えていけば、選考委員会の中で選考した結果というのは、非常に重たいものがあるなというように思っているところであります。

そういう結果が、最終的に議員の皆さん方からすれば、なぜなのだろうなっていう思いになるのかもしれないけれども、町としては、町民の皆さん、それから町外の皆さんにもきちんと説明できるそういう内容で選考させていただいたということをおっしゃっていただかなければならないのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 私は、そこがまさしく政治だと思うのです。人情です。このところで、やはり足寄町の業者が出てきたときに、選考は当然です。おっしゃるとおり決まりどおりやらなきゃいけない。こ

れは公明正大にやらなきゃならない。それは当然です。ですけど、ここで出た結果に対して、だけれども足寄町の業者に対してしっかり下駄を履かせるではないけれども、そういうこともやっていくことが僕は必要のかなというふうに思うのです。

やはりそうしないと逆に言うたら、この先、足寄町の人達に入るべきお金が、外に流れた瞬間に、その人たちの税金は、足寄に入ってこなくなるっていうね。

足寄町の業者でやってくれば、足寄町のそこで雇用が生まれて、足寄町の住民の人たちが喜んでくれて、なおかつ、税金もしっかりと納めてくれる。これが完了して足寄町を豊かにしていくことなのだっていうふうに僕は考えているのです。

そういうところをしっかりとやっぱり見ないと、僕は駄目なのだろうなというふうに思っています。やっぱり町長もおっしゃいましたけど、前からねラポラさんがやってくれるというのを先にね、来てくれていればもっと良かったのに、じゃないのです。この人たちは多分、足寄町を何とかしなきゃいかんだろうって思う思いで、ここに指定管理に申込みをしてくれたのだと思うのです。僕はその気持ちもしっかりと酌むべきなのであろうなというふうに考えるのですけども、その辺はいかがなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） ラポラさんが応募してくれたということは非常にそういった意味ではありがたいお話で、足寄町の業者さんとして、足寄町で何とかやれることはやれますよっていうことを示してくれたのだろうというふうに思っています。

ただ、その中に先ほど言われたような下駄を履かせるだとかというような、そういうような項目っていうのは今回の中にはなかったということです。例えば、地域性の部分で、地元の業者さんだと少し点数を高くしますよだとかというような、何です

かねその、選考基準っていうのですかね、そういったものだとかが、もしもあるとすれば、そういうようなところで、点数は変わってきたのかもしれないのですけども、今回の中ではそういうものは無かったというところですね。

一般的なその、副町長もお話をずっと午前中にしていますけども、選考の基準を勘案して、それぞれの選考委員さんが点数をつけたと。その中にはそういう、多分、僕はきつともってこの点数の中にも、地元だからっていう部分で、という点数も含まさっているのではないかなと思っっているのですけど、そんなに点数離れてないですよ。ほぼ似たような点数になっています。

そういった部分は、やっぱり選考委員さんの中でも、地元の業者さんだからっていうところで、極端に点数が離れてないっていうことは、それなりの点数はつけてくれているのかなっていうふうにも思っっているのですけども。ただ結果としてそういう足して合計すると、どうしてもそうなってしまうのだらうなというふうに思いますけれども。そういうことも必要、今後そういうような事業ができたときに、例えば、地元ではなかなか難しいよっていうような事業が出てきて、町内の業者さんだけではやっぱり難しいかもしれないなというようなことで、公募をしなきゃなんないだとかいうときには、そういう地域性というのを加味したような形での選考基準みたいなものも、あってもいいのかなというふうにもちょっと思うわけですけども。ただやっぱりできることだったら、それこそさっき一般競争入札なんかの話もしましたが、うちの場合はほとんどが、ある程度業者さん指定してっていうような形にしていますけども、それはやっぱり地域の業者さんの育成だとか、そういったものも含めてやっているっていう結果でありますから、そういったこともやっぱ必要になってくるのかなというふうに思いますので。

今回多分1,000万にちょっと引きずられて、それ以上はもう町は出さないのかなとかと思われたっていう部分もあるのかもしれないけれども。だけれどもそうではなくて、いろいろと相談の中でまたいろいろ金額も決まってくるわけで、そういった意味で事前にいろんなそういう仕事に地域として、ぜひ町の行政に協力したいというようなことで、いろいろとお話ししていただければ、いろんな話の中では業者さんの中でもできるのかなというふうには思っっているのですよ。

ただ、今回の部分については、そういう期間、時間も無かったという部分なんかもあるし、金額が最終的に固まったのもかなり遅かったという部分もあって、なかなかそういう町内の業者さんが、じゃあうちでやってみようかということで、手を挙げる時間がなかったというか、というのと、それが分かって初めて、多分1週間期間延ばしましたので、そういった中でやってみようかというような話になったのかなというふうに思うのですけど。やっぱりやることは、こういう言い方もあれですけど、決まっていたので、4月からやりますよというのは決まっていたので、そこに対していろんな興味があるような業者さんがいれば、少しずつ声をかけていただいたりとか、どうなったのっていう話をしていただけたら、またちょっと、結果として違う話になっていたかもしれないなど、今となつては、思うところです。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 町長のおっしゃることは本当によく分かります。この指定管理にしてしまったといたらいいかな。したことによって、この選考基準において選んでいかなければいけない。ここが第1命題だ。それで選定されたのがオカモトさんだ。確かにそれはそうです。

その前段階でね、もっといろんな話があればよかったなっていうところでね、やは

り、このところは住民課長なり総務課長が、どれだけ汗をかいたかというところに僕は、この業者さんが出てこられなかったところの一つの要因でもあるのかなというふうに実はと思います。というのは、やはりこういう情報をしっかりと出してあげて、広い人たちにちゃんと出してあげて、いやこれ商工会さんに分かんないから、いろんな他業者さんあるから商工会さん任せると言われたとしても、どういうものを商工会は情報提供していいのかわかる。もちろん多分、役場からは情報提供なんて出してもらってないでしょうから、お風呂に関して誰か興味を持たれる方いませんか、ぐらいのファクスでしかないでしょう。そういうことで、本当にこれやれるなと思うっていう人が、出てくるのかなって思うのですよね。それはやはり、いろんな情報を持って、こういう今現状なのだけど足寄町のお風呂やるのだけど、もしかしたら、こういうふうな提案をね、足寄町から投げかけていって、やらないか、やらないか、じゃないのかなというふうに僕は思うのですよね。そういうことがちゃんとやっていかないと、町民との溝がどんどん広がっちゃうような気がしてならないです。そういうことをちゃんと住民課長なり総務課長っていうのは、やられたのかなってちょっとクエスチョンがつくのですけど、その辺はやったなっていう自信があるのかなっていうふうにちょっとお伺いしてみたいのです。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 高橋議員がおっしゃられるとおりの町の方から、どれだけやったのかといった部分にもなるのかもしれませんが。その部分でいくと、やっぱり不十分であったっていうのが、結果として、今回の結果として、不十分だったのだろうなという結果なのだろうというふうに思います。もうちょっと情報の出し方が違っていたら、もしかしたら、もっと早くから準備した人もいたかもしれないなど。

それは、結果論ですので分からないですけど。ただ今後の部分でいけば、そういうことも必要になるかというふうに思いますし、それから、もっと言えば業者さんたちにもね、例えば商工会さんにしても、いやそれさって言われてもなかなかどうやって流していいかわからないようですよとか。どこまで流したらいいのですとか。そういうことを、例えば商工会さんの方から少し聞いていただくと、うちの方もそんなに情報あったわけではないのでその時点では。もうちょっと考えながら情報を出したりだとか、業者さんもこうやって聞いたけど、商工会からこうやってファクス来たけど、どういうことなのとかと声をかけていただければ、少ない情報の中から少しずつでも、出せることもできたのかなというふうに思っています。

そういった部分の町民の人たちと、町との情報の提供のあり方、情報のお互いのやりとり、そういった部分が今回については、ちょっと不足していた部分があることの結果として、こういうことなのかなというふうに思っているところであります。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 私はね、ある意味オカモトさんには下駄を履かせたのかなっていうふうに捉えられますよね。オカモトさんは、8月の18日の段階から、足寄町にこの施設をやりたいです。やりたいっていうか、興味を持って当たってきている。だけれども、ラポラさんの場合に関しては、今年になってからの2月の臨時議会があった後に、商工会に流れたときから初めて考え始めたのだというふうに思います。

それだけもう選考書類をつくる段階での話も、もう全く違うところのスタートラインなのかなっていうふうに思うのですよね。そうしたときに、やはりね、町側としても、足寄町の業者を選定したいよっていう気持ちがあるのであれば、もっと違う結

果になったのかなっていうふうに思うのですけど。これ議論しても意味がないのかなって思うのですけど、その辺はいかがですか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今のお話が、町からのお話もそうだけれども、言ってみれば業者さんの方からしてみても、例えばファックスでそうやって流れたときに、この話はどうなのかな。うちでもできるかもしれないなって言って声をかけてくれた業者さんと、それから、ずっと分からなかったけど、2月になって1,000万って聞いていたやつが、2,700万になったらそれだったらできるかもしれないなって感じた業者さんと、この差だというふうに思うのですよね。そういうことも思うというか、言えるのかなというふうに思っています。ですから町内の業者さんも、いろいろなビジネスチャンスというのはいろいろあるわけですから、そういうところで町から声をかけられないとできないということではなくて、町にこういう仕事があるかもしれないから出てきそうだったら、どうなのだろうかという、そういう積極性みたいな、言い方としてはいいのかどうか分かりませんが、そういうところもやっぱり必要になってくるのかなと。町から、発信がなければ何もできないということではないのかなと。それは、オカモトさんがそういうことですよね。同じファックスをもらった中で、どういうことなのかということまでこう聞いてこられる。それと、2月になって臨時会があって、公募期間が1週間延びましたよっていうところから始めるっていうところと、差というのはそこに出てくるのかなって思ったりもします。

なので、今お話あったように、議論しても仕方がない部分なのかもしれませんけれども、お互いにさっきも言いましたけど、お互いに情報のやりとりが少なかったっていうのは、原因なのかなという具合に思う

ところであります。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 今回の議論、ちょっと難しいですよ。だけど一つ明確になったのは、この審査基準を変える、次期からは、っていうところは明確ですよ、恐らく。それであれば、もう今から変えてもいいのではないのかなというふうに思うのですよね。一度提案されてはおりますけれども。ていうのはね、もうこれ、これ議論にならないですよ。失礼しました。そういう形でだけど、今後における町側の姿勢としては、まずはこの審査基準は、多分恐らく変わる検討されていくのだろうというところはまず明確にひとつになりました。今回の指定管理に関しては、もっとこうだっただけであればよかったよね、ではなくて、結果が出てしまっているからこれを覆すことは、町側としてはできないわけです。だけど、方法はないのかなっていうふうに、僕の中でいろいろ考えています。

方法と言ってもそんなにはないのですけれども、そういう中でいろいろとね、行政の方々がしっかりと、住民との対話なり、業者との対応なり、来てくれるからそういう人たちは言うけれども、来てない人には言わないよっていうことではなくて、もっと何だろうな、それこそ公明正大に、情報の提供をしていくべきなのかなというふうに思うのですけどね、今後に対しても。その辺はね、来てくれてる人には情報を結局あげるけど、来てくれない人には私たちは知りませんよっていうふうに、町長の答弁でそういうふうに聞こえちゃうのですよね。じゃなくて、いろんな人たちを呼んで、住民課長なり総務課長がちゃんとそこに出て、これこれこういうことをやろうと思っているのです、だからこういうふうにやってやりませんか、金額に関しても、どんどんどんどんまだ分かりませんっていうなら分かりません。それでこれ、金額も上がるかもしれませんっていうところ

で、ずっと走っていたわけでしょう。という中で結局、どの時点で3,000万なり2,000万なり、積算したときにね、さっき言っていましたけど、なったか分からないけれども、そういう過程も多分、オカモトさんのほうは情報としてはある程度知っていたわけでしょう、これっていうふうに僕的には思ってしまうのですよ。この公募している段階ではね。1月20日に公募かけたわけですから、その時点では、多分、オカモトさんは3,000万というのは、ある程度もう認識の中にはあったのだと思うのですよ。だけど、足寄町の業者の人たちは、それを公募したことすら知らなかったのです。それを、これ公募だから、私たちは、ホームページで流したし、掲示板に掲げたからそれでオーケーなのだって言っているのが僕は逆に不信ですよ。

その辺はどういうふうにお考えなのか、お伺いしたいです。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 町民の皆さんに知らせるっていった部分でいくと、広報ですか、回覧版ですか、そういったものがあるわけですが、特定の人を、特定と言っても、どこまでが特定なのか分からない。例えば今回も、例えば商工会さんをお願いして、ファックスを送ってもらったりとかしていますけど、やはり全然個人の方たちだけだとあんまり関係のないような話だとか、そういったものを広く広げる、お知らせするって言ったその方法というのは、なかなか町として難しい部分っていっぱいあるのかなというふうに思うのです。

告示だとか、そういったものだって、結局掲示板だとか、それからホームページだとか、そういったところに載せて終わりというものがかなり多くあります。それを一つ一つ拾って、全部お知らせだとか広報紙に載せるだとかというような、これはかなり難しい話です。ですので、できるものできないものってやっぱりあって、それを最

大公約数で行って、例えばホームページだとかに載せて、これだって見ている人、見てない人いますよね。広報に載せたって見ている人、見てない人いるし、お知らせだって見ている人、見てない人いるわけですよ。そういう中で、みんなが公平にちゃんと知るだとかのはなかなかこれ難しい話なのです。なので、そういったところで国としても、例えば工事するだとか、例えば町の掲示板で載せなさいだとか、掲示板じゃあみんなが、町民みんながそこで見ているかといったら見ていないですよ。でもそれでもちゃんとこう、広く周知したっていうことになるわけなのです。なので、そういうことを考えていくと、何でも町民の方たちにお知らせするのは簡単、お知らせするっていうのは簡単なのですが、実際にやるっていうのは非常に難しい話だというふうに思っています。ですから、それぞれの方たちが興味のある情報っていうのは、やはり気をつけてみてないとなかなか見逃すし、分からないで終わってしまうというようなことは絶対にあるのかなと思います。

そういうところで、今後もやっぱりその周知の方法、そういったものを少し検討しなければならぬというのがありますけども、ただ100%、今まで議会の中でもいろいろ、そんなもの出したって見てないよだとかっていう話もいろいろありましたけど、やっぱり100%全員に、町民の皆さんにお知らせするっていう方法は、なかなか簡単なことではないなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 今回のやり方としては、1,000万円というね、金額がある程度一人歩きをしていたというのが現実だと思うのです。それで、これ公募というかね、やったとしても、俺らは儲けがないしね、もちろん今の現状だったら、これでやっても利益生まれなし、人を雇って

こなきゃいけないし、それすらままならぬのに、まして1,000万っていうね、金額でやれるわけがない、という考えで多分その業者の人たちは手を挙げてこなかったのだと思うのです。けど今回ね、ラポラさんというところが意を決して手を挙げてきてくれたってことは、本当に評価に値するところなのであろうというふうに僕は思います。その人たちがね、やれるという判断をしてきたところにおいて、やはりちゃんと説明をしてあげなきゃいけないのだっていうふうに思うのです。知らせなきゃいけないって言ったのは、それこそオカモトさんは、恐らくもう20日の段階では、ある程度のその要綱なりを見て、金額等々というのは分かったと思うのですが、ほかの人たちはそれを見るすべじゃないね、見逃していたのだと思うのです。それは何でかと言ったら、最初にもう選定される時に、1,000万っていうのが頭にあるから、こんなところに行ったら俺ら利益ないから、もうフィルター掛けてみないっていう世界になったのだと思うのです。けど、いざ蓋あけてみたら、約3,000万のお金になって、これ何なのかっていう話だと思うのですよ。変わったことも言わないで、それで、私たちはこれを公明正大に選びましたって言われても、いやそれは僕はどうなのかなっていうふうに思ってしまうっていうところが僕の意見です。ただ、そういうことを無くすために、どうしなきゃいけなかったのかということ、やはり町側としてはしっかりと認識を改めて、今後そこに向かといかなきゃいけないのだというふうに思うのです。そういうことをしっかりやらなきゃいけないのがやはり、総務課長だったり住民課長、今回の場合だったらね。そのところがしっかりと機能を果たしていかなければいけなかったのかなというふうに思うのですけど。その辺について、十分私たちはやったっていうふうに思えるのかなと思うので

すけど。総務課長にそのまま聞いていいのかな。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 総務課長がちゃんと周知したっていうか、広報したのかということでございますけれど、私も選定委員の1人のございますので、先ほど来からありました町内の業者に、住民課のほうでお声かけをしたっていう話はございましたが、私はもう完全に非公式ですが、例えば、観光協会の事務局長、私の同級生のございますので、こういう役場で新築するのだけど、何かできない、観光協会では例えできないですか、という話は非公式でいたしました。ただ、当然金額の話はしておりませんで、というお話をもちかけたときには、そもそも従業員が集まらないのだと。私そのときに指定管理をしていたネイパル足寄、もうやらなくなったので人いるのではないか、というお話をしたのですけど、いやそれでも無理なのだという話をいただいたというのは、お話ししたっていう事実はございます。

あと住民課の方で、道東警備美装社の方にお声かけしたから、私はしなかったのですけど、そちらについても私の同級生でありますので、お声かけしようと思って、非公式あくまでも私からは非公式ですけれど、興味ないかという調査的なお声かけをしようと思っておりました。それで、なかなか先ほど来いろいろ議論になっておりますけれど、あくまでも要綱上に、上限額っていうのは、うたうものでございまして、例えば事前に要綱発表する前に、例えば3年間で2,700万円程度の掛ける3年分とかというのは、当然議会にもお示しできないと思いますし、あくまでも、先ほど来言っている公明正大に選定しなければならぬという立場でもございますので、なかなか例えば総務課長の私から、なかなかそういう、詳しい詳細な説明もなかなか周知活動もなかなかできないのではな



いかというふうに個人的には思っております。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 議論にならないのですが。やはりね、そういうところをね、つぶさにというか、本当に細かくやっついていかないと、足寄町が本当に疲弊していくのではないかなというふうに、僕的には考えます。どういうふうに足寄町の業者さんをしっかり守っていくのかというところというのは、やはり、今後もね、今後はもっと厳しくなるのだというふうに思っています。

人口減少していくし、高齢化はどんどん進んでいくし、実質労働者人口がどんどん減っていくっていった中で、公共サービスがどんどん増えていく。その中でね、人が足りないというのはもう本当に分かることなだけけれども、今まだね、まだ足寄町は持ちこたえている部分であろうと思います。だからそのところ、もう本当に駄目になったときに、初めて町外業者っていうなら、僕は十分納得して、お願いしますって言って、それこそ三つ指付いてね、その業者に言ってもいいのであろうというふうに思いますけど。今の現状であれば、そうはならないのかなというふうに、率直な意見を述べさせて私の意見として終わらせてもらいます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

2番。

○2番（高道洋子君） いろいろ質疑を聞かせていただきました。やはり、私の感想としましては、地元業者がやる気になって、本当に意を決して、実績のある事業者が応募している中を地元業者を退いて、大手のオカモトに選んだっていうことは、本当に残念だなと、本当に地元業者はどんなにがっかりするだろうと思うわけです。それ何回も言いました。

先ほどお昼も、ご飯食べているときに、

メール等、電話が来ましてね、全部見ているのですね皆さんね。それで本当に悲しいことだと本当にね、残念だということを、冷たい、行政は冷たいねっていう、そう本人の率直な感想でした。

そういうことで、今後に向けて町長も町民から選ばれて人気があります。私たちはもちろんそうです。副町長もそうかもしれません。そういう中で、今オカモトをどんどん導入して、将来、自分の任期中はいいかもしれませんけど。将来、子供たちが、また若い人たちが、町内に住み続けていく限り、大手業者に就職先もなかなかままならないのではないかな。せめて、私たちも話があちこちしますけど、20年前に議員になったときから、若い人は高校卒業した人が、ここで勤めるには仕事がないと駄目だと。仕事を持ってくるのが行政であり、町、議員の仕事じゃないのっていうことも、ずっと言われ続けてきました。その中でね、なかなかそう簡単には見つけてられませんでした。その中で今回、やっと巡り合った町の仕事を、こっちむぎむぎと大手業者に奪われて、そして、また地元の事業者が、従業員共々その就職っていうか、そこに勤めることができないということでございますね。

それで一つの提案なのですけども、この審査基準。これはさっきから副町長が数字で数字でということ、数字のことばかり言っておりましたけども、数字ってことはあれですよ、数字ですよ。所詮ね。やはり、そのヒアリング、その数字のほかに、審査基準のほかに、この書類審査のほかに、面接、業者に対する面接、申請書を私も見ましたけど、その文章に表れない部分の、やろうとしている人の熱意ですね。熱意というか、それから意欲。それを酌み取るためには、面接が、ヒアリングが大事なあとというふうに思うのです。だから、そういうのも今回のことを契機に、今後の基準の中に、そういうヒアリング、面接もせ

ひ入れていただきたいなあって思うわけですが、今後の検討です。いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 規定上、書類審査もしくはヒアリングも可能なのですが、今回ありますは事前に送付して、委員の各委員から特にそのヒアリングが必要だという声もなく、また、ヒアリングというのは、あくまでも書類、申請書類に対して、それを超えない範囲でのPRということが原則になります。想像すると、ヒアリングするという事も、その審査の委員が必要であればそういう仕組みも取れますし、この書類の比較で言ったら、それまでする必要ないというふうな判断をすれば、ヒアリングをしないということになります。ヒアリングによって、すごい口が達者で、その書類よりもさらにPRで逆転するというようなことが、今回の事例ではなかなかそういうような状況にはなかったのかなというふうに判断します。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 毎回そうすれとは言っていないけれども、特にこういう熱意を持ってやらなかったら、なかなか成功しない事業とか、いろいろ通りいっぺんの事業とかいろいろあると思うのですよね。だから、その都度ね、方向を変えて、そして地元業者が、実績やノウハウやそれからネームバリューでは負けるような、地元業者を何とか浮上させてあげられるような、そういった工夫を今後見出していただきたいと思います。以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 私の考えは、皆様が、今全部おっしゃっていただいたのはほかの議員の方がいたのですが、今、高道議員が審査基準、選定基準を言われていたけれども。もう一つこれは私の考えというよりも、町民が言っていたことですが、基準もそうですけれども、町の中で、

理事者側の数人で、これは決めているけどもそれはどうなのでしょうと。その辺はすごい不信に思っちゃう方が数人おりました。最初の頃にその審査の民間を入れる入れないの、その辺のこともおっしゃっておりましたけれども、もし、審査基準、今あるこの基準をそのまま使うのであれば、課長さんたちがその中に入っている意味が私は余りないのかなと。民間に出して、民間に委託してもいいのかな。逆に、町内業者のことを考えて、町のことがよく知ってらっしゃる、その人たちを引っ張り上げてくるのであれば、今の課長レベルの方たちが、審査委員であるのは大変妥当だと思いますし、ただ、そこに民間を1人もしくは2人、入れるだけで町民は、同じ結果が出て納得すると思うのですよね。なぜ、町の中で決めるのだろうと、そういう意見が数人おりました。私もそれを言われて、なるほどなあ、というふうに思ったのですが、その辺のことはどうでしょう。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 規則の中で、メンバーを決めているという形になっておまして、その中身で、例えば町民の方たちというのは、今段階では規則の中では先ほど副町長の方からも報告、ご説明させていただきましたように、委員さんとしてということで課長職が決められているという中で今までもずっと運営をしてきたという。今までの指定管理者の制度っていうのは、もう今回だけじゃなくて、裏のむすびれっじですとか、それから化石博物館ですとか、それから学習塾ですとか、いろんなところで指定管理者をやっています、その中で、今までそういう中で、委員さんの中で協議をしながら、検討しながら選定をしてきたっていう形になってきておまして、特に今まで大きな問題というのはなかったのかなというふうに思っているところであります。今回そういうところに、民間の人たちも入った方がより町民の人たちは納得する

のではないかというようなお話でございましたけれども、今後についてあまりこういう指定管理者、指定管理で出す施設というのが、そんなにきつと無いのかなと思えますけれども、今後においてそういうことが必要なことが出てくるかもしれませんので、今後において中身内容、その委員さんの選定の仕方というか、委員さんの方の選定の仕方、委員さんをどうするのかという部分を、また今後において検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 非常に長い間時間、皆さん真剣にね、論議して黙ってお聞きさせてもらったのですが、何だか死んだ子の歳を数えているような、言っているような。僕はね次期に向かっちゃったりと、町にもやっぱり聞いてほしいことは、この選定委員まで行ってしまったらもうどうにもならないことですよ。もう数字上で決まるわけですから。私が言いたいのは、地元の皆さんも地元なのですから。ここまで行くまでにしっかりと、地元、本当に90%100%の考えで、今後、やってもらわんと困るということです。それも、1番言いづらいことなのだけど、言われた方は言いづらいのですが、委託料が1番大事なことから。これがもう生命ですから。人手が無いっていうのは、あれは上手な断り方しただけのことです。実際は1,000万なのか、後から修正して1,700万なのか、別としても最後にこの委託料を言えば、外注に出すときにその金額を地元の金額で、相談して欲しかったってことなのです。結論から言うと。分かりますか、言わんとすること。それをボーンと後出しみたいにして、さあ公募しますからと。1月の末に私どもは2時間、約2時間120分近く協議させていただきました。もう終わっている時の、これ何なのだろうなっていうのが事実だったのです。

そして、瞬きして2月の6日を最終締切りになっているのだと。あれも、我々の言った意見というのは反映されないのですよ。あの時に協議したのは。だけどいろんなことを粗探しではないのですが、町にもそういうようなところ、僕ちょっと至らんとこあったと思いますよ。でも、現況また私が申します。今足寄町の町民は、4月の1日、温泉に入れるのだ。みんなすごいですよ。4月の1日からできるのだね、とこういような選定委員会に諮られているのが分からないで、私どもも先週、ある人から聞いただけで全然わかんない。オカモトさんなんて初めて聞いたのですから。良い悪いは別ですよ。だけど、ここまでみんなの待ちに待っていた数年間、空白になった入浴施設が、やっどこ、みんな温かい温泉に入れるのだなというこの声を聞いたら、ある意味においては、この選定委員の評価、これを地元になぜできなかったのだ、そのとき私は思いました素人だから。だけど、基準に沿ったらやむを得ないのだなやっぱりと。そしたら今現況どうかったら、何とか4月の1日に営業させてやってくれよと。それと、意外と論じてないのが、盲点の一つありますよ。当町は、自家賄いというのは絶対できないのですから。分かりますか。この当町に言えばこだわって、これを町外を長い物に巻かれようということじゃないですよ。町外の業者をいびつに審査するようになったら、私は今後足寄町大変な扱いになると思いますよ。おどかしじゃないですから。ただ、私は言いたい、くどいけど、この選定委員会になるまでに、町が地元の業者ともたくさんね、余るぐらいの予算は厳しい行政ですから、そんなに無いのは分かっているけど、何とか、という膝を交えてですね、後から空気圧空気入れて、風船を膨らますじゃなくて膨らまして、そして公募に出すようなことは僕、町のやったことが少し、無理がたたったような気がします。結論を言うと。

そこの出す前に、町の人に膝交えてここまで予算を修正したと。本当はどうだと僕はそこが足らなかったのではないかなと思う。ここまでいったこと、選定委員の決定まで下したことを今論じていて、結局、どうなのだろうなど。でも、拒否している人の、それは賛成ってね、私はよく分かります。その気持ちも。分かります本当に。その辺を踏まえて、私はこの協議は何ぼしても切りないと思います。この形言っちゃっているのだから。どうすべきですか、どうだったのですか、と言ったって戻りますか時間。そうじゃないですか。だから議長も、ある一定の区切りをつけて、これからこれ付託になるのでしょうか。だからこれを付託に持っていくのでしょうか。文教さんのそのときに、またしっかりと協議してもらって、そして採決しかないと思います。

○議長（吉田敏男君） 他ございますか。

11番。

○11番（木村明雄君） 私も今朝から、この浴場問題の指定管理者について、様々な意見を皆さんの意見を聞かせていただきました。その中で、やはり私も感じていたことは、2月の1日、このときには議場の中で議会で協議会が、議員協議会ですか、これがありました。その時には、こうした議論の中で、やはり皆さんが、もしできることであれば、足寄町にやってくれる人がいるとするならば、お願いをしたいものだという形の中で、私は考えていたし、今日もそんなつもりで高道さんの意見も本当にそのとおりのだなよな、そんなことを思いながら、私は聞いていたところでありました。

その中で、ちょっと残念だなあと思うのは、今ここでもう建物が80%、90%できているという中で、この管理者問題が今ここで議論されているということ自体が私は残念だと思う。これ本来であれば、やはりあの土地を買ったとき、そしてまた、設計されて根堀をして始まったとき、あの頃からこれは平行した形の中で考えていかな

ければならなかった問題だと思うのです。これがね、どんどんどんどん遅れていって、そして今こんなもう既に完成する寸前で、こういうような状態で皆さんで議論をしている。これはおかしい話だから、はっきり言ってね。これから先に向けて、今後、我が町はこの人口減少が進み、衰退をしていく。これは免れない現状になっていくと思います。しかしながら、これを皆さんの、やはり創意と工夫、知恵で、これを遅らせていくことはできると思うのですよ。これはみんなでやっぱり、これから先、この足寄町に住んでいる、住んでいかなければならない人たちは、考えていかなければならないのだと思うのです。そのためには、やはり今、大きく具体的に考えてみても、学校卒業した若者が働き手が無い。足寄に働き手が無いということは、生活が成り立っていかないということになるのだと思う。そうすれば、やはりそこから、足寄から残りたくても残れない、出ていかなければならないという問題が現実になっているわけです。この辺について、もっとしっかりとこの町長も、来期っていうか、今度はまた選挙に立つということも聞いております。しっかりとですね、やはりこの問題については取り組んでいただきたい、そんなふうに思っております。

答弁はいらないですけどもね、これは本当に真剣勝負でやっぱり考えていかなきゃならない問題だと思います。やっぱり町長の意見をいただきます。

○議長（吉田敏男君） 今の質疑で答えられる。今ちょっと討論に見えて、質疑そのものがどうなのかなということが随分出ておりますので、質疑する方は、その辺にも十分注意をしながら発言をしていただきたいというふうに思います。

町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今まで今日ずっと入浴施設、温泉入浴施設の関係でお話いろいろございました。

運営については、先ほども申し上げましたように本当に4月ぐらいから、住民課長がいろいろと町内の意向調査も含めて、ずっとこうして来て、建物建てても結局運営する方法というのはやっぱり1番大事であって、建物建てたからって何かこう風呂ができるっていうお風呂できるけれども、お風呂が町民の皆さんにとって良い施設になるかという、そういうわけじゃないので、やはりこの運営をどうするのかというのを、ずっと町としては議論をしてきたところでもあります。

ただ、なかなかやはりこの去年この1年間ぐらいの中で、非常に物価の高騰だとか、それから足寄町内では入浴施設というのは、昔は銭湯が民間でありましたけれども、最近ではそういうのはありませんし、町でやってそういった経験もありませんし、そういったことで考えるとなかなかその運営をどうしていくのかというところが、なかなか難しい課題であったのかなというところで、だんだんこう議論もしてきましたけども、遅くなってしまったというのは事実であります。

そういう中で、先ほど井脇副議長とか、ほかの高橋議員さんからもお話ありましたように、選定委員会の前までぐらいの間で、もう少しいろんなご議論があってもよかったですのではないかなというお話もございました。

ただ、なかなかその指定管理料をどうするのかといった部分が、きちんと決まっていかなかったっていうのも事実でありまして、なかなかそのお時間が取れなかったというところで、結果としてこういう形になったというところでもあります。

そういうことも踏まえて、今後については、こういう施設はなかなかそんなに新しくできるものでもありませんし、この後、また新しい施設がどんどん町内でできるわけではないので、指定管理だとかいうのも限られた施設の中でやるような形になる

のかなと思いますけれども、今後の指定管理の在り方というか、そういったものも含めて、検討しなければならぬ部分もやっぱり出てくるのかなというふうに思っているところでもあります。

いずれにしても、町内でやれるものは町内でやるというのが、やっぱり1番ベストかなというのは議員の皆さんとも同じ意見であります。

そういうことも含めて、今後に向けて先ほどお話ありますけど、もう既に選定委員会終わっている部分の話でありますので、そこをなかなか蒸し返してもなかなかそれを覆すというのは、町としてはなかなか難しい話であります。

そういったことも含めて今後に向けて、改善すべきところは改善するというようなことで、検討していきたいなというふうに思っているところであります。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 大体これで議論ができたっていうふうに思っておりますので、ここで、この関係は一応、質疑は終結をして、議会運営委員会の中で今後の日程について詰めていただきたいなというふうに思っています。暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会をお開きをいただきたいと思います。

2時35分まで休憩といたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ会議を再開をいたします。

質疑は終了をいたしました。

ただいま議題となっております、議案第1号足寄町公の施設に関わる指定管理者の指定について（足寄町営温泉浴場）の件は、文教厚生常任委員会に付託をし、会期中の審査とすることにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案

第1号足寄町公の施設に関わる指定管理者の指定について（足寄町営温泉浴場）の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

### ◎ 議案第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、議案提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野孝君） 23ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、職員の定年等に関する条例のほか、10の条例の一部改正し、足寄町職員の再任用に関する条例を廃止する整備条例を制定するものでございます。

改正内容につきましては、大変ボリュームがございますので、主要な改正事項のみを新旧対照表でご説明いたしますので、改め文の朗読は省略をさせていただきます。

それでは34ページをご覧ください。

まず、第1条による職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。まず、1点目といたしまして、定年を60歳から65歳と規定をいたしまして、第3条に定めております。

続いて35ページをお願いいたします。

2点目といたしまして、管理監督職職務上限年齢制を導入するため、管理監督職を占めている職員について、原則として、管

理監督職以外の職へ降任をさせるものでありまして、いわゆる役職定年制を導入しようとするものでございまして、第7条でその上限年齢を60歳と規定いたしております。

続いて36ページをお願いいたします。

3点目といたしまして、定年前再任用短時間勤務制を導入いたすもので、まず定年前再任用短時間勤務とは、職員の希望に基づきまして、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、従前の勤務実績等に基づく選考の方法により、短時間勤務の職に採用することができる制度のことでありまして、そのことにつきまして第12条と37ページの上段になりますが、第13条に規定いたしております。

なお、先ほどご説明いたしましたとおり、定年は65歳とするものでございますが、令和5年度の退職者からすぐに定年が65歳となるわけではありませんで、37ページの附則第3項に定年に関する経過措置を設けまして、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間に退職する者は61歳、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間は62歳、令和9年4月1日から令和11年3月31日までの期間は63歳、令和11年4月1日から令和13年3月31日までの期間は64歳を定年といたしまして、令和13年度の退職者から65歳を定年とするものでございまして、任期の定めのない一般職員の定年を、令和5年度に退職する者から2年に1歳ずつ、現行の60歳から段階的に上げまして、令和13年度に制度完成となる65歳に定年をとするものでございます。

25ページへお戻りください。

第2条でございますが、足寄町職員の再任用に関する条例を、再任用制度の見直しに伴いまして廃止をしようとするものでございます。

38ページをお願いいたします。

第3条による足寄町職員の給与に関する

条例の一部改正につきましては、当分の間、職員の給料月額が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料月額のうち、当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする、いわゆる給料月額の7割とする特例措置を導入するもので、40ページの下段になりますが、附則の第5条に規定いたしております。

続いて49ページをお願いいたします。

第4条による足寄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、第3条を改めるもので、再任用制度の見直しに伴いまして引用条項の整理を行うものでございます。

続いて第5条による足寄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は、第7条を改めるもので、再任用制度の見直しに伴いまして文言の整理を行うものでございます。

50ページをお願いいたします。

第6条による職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、60歳に達した日後における最初の4月1日以降の給料月額を、その者の給料月額に100分の70を乗じて得た額とする特例措置について、職員の意に反する降給の事由として規定するものでございます。

51ページをお願いいたします。

第7条による公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、公益的法人等へ派遣することができる職員に、特例により管理監督職の期間を延長された職員を追加する規定を新たに加えるものでございます。

第8条による職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正は、給料等の額が減少する場合における減給の効果について、減給する額が現に受ける給料等の10分の1に相当する額を超えるときは、当該10分の1に相当する額を、減給すること

についての規定を新たに加えるものでございます。

52ページをお願いいたします。

第9条による足寄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、定年前再任用短時間勤務の職員の勤務時間等について、引用条項や文言の整理を行うものでございます。

53ページをお願いいたします。

第10条による職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、育児休業及び育児短時間勤務を取得することができない職員に、特例により管理監督職員の期間を延長された職員を加えるとともに、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、文言の整理を行うものでございます。

55ページをお願いいたします。

第11条による足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部改正は、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い引用条項や文言の整理を行うものでございます。

第12条による企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、再任用制度の見直しに伴いまして、引用条項や文言の整理を行うものでございます。

28ページへお戻りください。

上段になりますが、附則第1条におきまして、この条例の施行期日を令和5年4月1日からとしております。

以下、附則第2条から第20条までは、経過措置等を規定したものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第3号

○議長(吉田敏男君) 日程第10 議案第3号令和4年度足寄町一般会計補正予算(第11号)の件を議題といたします。

本件について、議案提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野孝君) ただいま議題となりました、議案第3号令和4年度足寄町一般会計補正予算(第11号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,430万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億8,281万6,000円とするものがございます。

歳出からご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

第3款民生費第2項老人福祉費第3目介護保険助成費第18節負担金、補助及び交

付金におきまして、居宅介護支援事業所開設支援補助金といたしまして228万5,000円を計上いたしました。

第6目高齢者等複合施設運営費第17節備品購入費におきまして、衣類乾燥機といたしまして125万2,000円を計上いたしました。

第3項児童福祉費第1目児童福祉総務費伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金等一体的実施事業におきまして、出産及び子育て応援ギフトなど、合わせて437万2,000円を計上いたしました。

第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費第18節負担金、補助及び交付金におきまして、福祉医療施設感染症対策等支援交付金といたしまして1,055万円を計上いたしました。

第4目環境衛生費足寄町営温泉浴場新築事業におきまして、燃料費のほか14ページの上段になりますが、光熱水費など合わせて80万4,000円を計上いたしました。

第2項清掃費第2目塵芥処理費第12節委託料におきまして、PCB廃棄物収集運搬処理業務といたしまして642万9,000円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

第11款災害復旧費第2項農林水産業施設災害復旧費第3目林業施設災害復旧費第14節工事請負費におきまして、林道災害復旧工事といたしまして498万6,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

10ページへお戻りください。

第15款国庫支出金第16款道支出金におきまして、それぞれ事業費見合いの交付金及び補助金を計上いたしました。

第19款繰入金におきまして、財源調整のため、財政調整基金繰入金を2,157万4,000円減額いたしました。

第22款町債におきまして、過疎対策事業債といたしまして、病院事業債4,76



0万円。災害復旧債といたしまして、農林業施設災害復旧事業債140万円をそれぞれ計上いたしました。

3ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正といたしまして2件をお願いいたしました。

4ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正といたしまして、来年度以降における事業の円滑な執行のため、5ページまでになります。ソフトウェア使用料など28件の追加をお願いしております。追加する事項、期間、限度額は、表のとおりでございます。

6ページをお願いいたします。

第4表地方債補正といたしまして、追加1件、変更1件をお願いいたしました。

以上で、議案第3号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第11号）の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

12ページをお開きください。

歳出から始めます。款で進めます。

12ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 次に参ります。12ページから14ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

8番。

**○8番（川上修一君）** 衛生費の2目予防費、13ページで1,055万ですか。これの説明資料は39ページにあるのですけれども、施設によって1人当たりの金額っていうのですか、これがちょっと違うのですけど、この単価の根拠についてお伺いします。

**○議長（吉田敏男君）** 福祉課長、答弁。

**○福祉課長（保多紀江君）** ケアハウス、老人保健施設、グループホーム、通所事業

所等ということで、それぞれ単価を変えて設定をしております。

いくら不足しているとか、そのような具体的な、例えば電気が高騰しているとか、そういうものに基づいて積算しているわけではございませんが、ケアハウスにおきましては、全体で今のところ電気代とか、灯油代とかは、やっぱり500万とか600万とか、赤字になっているというふうにお伺いしております。

また、老人保健施設に関しましても300万を越す経費がかかるといふようなお話は何っております。

そこで、ケアハウスに関しましては、やっぱり自立した方が居住していらっしゃるということと、また、施設規模も大きいということから、ほかの施設よりも単価を多く設定しております。

また、グループホームと通所事業所等は、規模も小さいということもありまして、お見舞金程度と言っては申し訳ございませんけれども、高騰した分の支援になればということで、このような金額を設定させていただいております。以上です。

**○議長（吉田敏男君）** 8番。

**○8番（川上修一君）** 大体分かりました。大きな施設については、トータルの中で運営費がざっくりこのぐらい不足しているのだと。それを大まかに人数で割ったというか、そんな捉え方でいいのでしょうかね。そういうことでもないのでしょうかね。

すいません。もう一度お願いします。

**○議長（吉田敏男君）** 福祉課長、答弁。

**○福祉課長（保多紀江君）** 不足している分を割り返したわけではございませんけれども、コロナの地方創生臨時交付金を充当してこの事業を行うという計画をしております。コロナの交付金の充当できる金額もありますので、そちらから全体的な支援の規模といたしますか、範囲を設定してこの金額を決めさせていただいております。

○議長（吉田敏男君） 8番。  
○8番（川上修一君） 分かりました。  
○議長（吉田敏男君） 他に衛生費ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に第7款商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に14ページから16ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に第11款災害復旧費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳出総括でございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、10ページにお戻りください。

歳入に入ります。

歳入一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳入総括でございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に3ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正2件。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 4ページ、第3表債務負担行為補正、追加28件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に6ページ、第4表地方債補正、追加1件、変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第11号）の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第3号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第11号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第4号令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

本件について、議案提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第4号令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算綴り20ページをお願いいたします。

第1表繰越明許費でございますが、令和4年12月開会の第4回定例会で協定の変更契約締結に係る議決をいただきました、

足寄下水終末処理場の建設工事委託に關しまして、日本下水道事業団におきまして、工事における一般競争入札による再入札の調整に日程を要し、協定期限内の履行が不可能になりましたことから、翌年度に繰越して使用できる経費として、協定締結額1,400万円につきまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

なお、本建設工事委託に関する協定の工事完成期限等の変更に係る議会議決につきましては、本年3月開会の第1回定例会にお願いをする予定としております。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

20ページ、第1表繰越明許費1件。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第4号令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されまし

た。

## ◎ 議案第5号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第5号令和4年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について、議案提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第5号令和4年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

補正予算書の21ページをお開きください。

議案第5号令和4年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,869万7,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

30ページをお願いいたします。

第1款総務費第3項介護認定審査会費第2目認定調査費等第11節役務費におきまして、介護認定調査に係る手数料といたしまして25万円を計上しております。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

28ページへお戻りください。

第6款繰入金におきまして、事務費繰入金といたしまして25万円を計上いたしました。

23ページへお戻りください。

第2表債務負担行為でございますが、令和5年度開始当初から介護保険特別会計の事業運営に必要な業務委託1件につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で、議案第5号令和4年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

28ページから30ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に23ページにお戻りください。

第2表債務負担行為1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号令和4年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第5号令和4年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第6号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第6号令和4年度足寄町介護サービス事業

特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、議案提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第6号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

補正予算書の34ページをお開きください。

第1表債務負担行為でございますが、令和5年度開始当初から、特別養護老人ホームの事業運営に必要な施設警備業務委託など3件につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

34ページ、第1表債務負担行為3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についての件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第6号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第7号

○議長(吉田敏男君) 日程第14 議案第7号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について、議案提案理由の説明を求めます。

病院事務長 川島英明君。

○病院事務長(川島英明君) ただいま議題となりました、議案第7号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)について、提案理由をご説明申し上げます。

補正予算綴りの35ページをお開きください。

第2条関係でございますが、予算第11条の次に第12条として、債務負担行為を加え、令和5年4月1日から業務開始を必要とする、夜間警備等業務委託など2件の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

以上のとおり、提案申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉田敏男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

35ページ、第2条債務負担行為第12条の追加2件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第7号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 散会宣告

○議長(吉田敏男君) 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。本日は、これで散会をいたします。次回の会議は3月2日午前10時より開会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時17分 散会